

避難所運営マニュアル策定のための基本指針

令和8年3月
山口県

はじめに

本来、避難所は市町が開設し、管理運営を行うことを想定していますが、大規模な災害時には、行政施設や職員も被災し、災害応急対策に支障が出たり、職員だけの避難所の管理運営は困難になることも考えられます。

このため、避難所を円滑に運営していくためには、市町・県、その他関係機関、施設管理者及び避難者の連携が不可欠であるとともに、運営に関する具体的な手順を定めたマニュアルの策定が有効であることから、平成18年2月、市町が避難所運営マニュアルを策定する上でのガイドラインとして、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営の在り方及び災害時要援護者に配慮した避難所運営についてまとめた「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を作成しました。

その後、平成25年3月には、山口県防災会議の下に設置した「大規模災害対策検討委員会」での検討を踏まえ、東日本大震災で浮き彫りとなった避難所における災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点などの課題への対応を追加し、平成26年6月には、平成25年6月の災害対策基本法の改正を受け、避難所における生活環境の整備並びに避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮について追加しました。

また、平成30年3月には、平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、避難所運営における地域住民の自主的な参画の重要性や、車中泊者等の避難所外避難者への対応、災害時のペット対策などの必要な対策を反映させるとともに、内閣府「避難所運営ガイドライン」を参考に内容の再整理を行いました。

さらに、令和2年10月には、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、避難所における感染症対策を強化するため、国の技術的助言や感染症対策の取組事例等を踏まえた「避難所における感染症対策（例）」を追加し、

令和5年8月には避難所における生活環境等の改善や防災機能設備等の整備などを追加したところです。

今回の改定では、令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、災害関連死を防止するための避難所における生活環境の更なる改善について追加したところです。

市町においては、本指針を参考に、部局を超えた連携体制を構築するとともに、避難所運営に携わる施設管理者や地域住民等との情報共有やマニュアル・書式等の事前準備、訓練等による実効性の検証などに一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

目 次

第1章	基本的事項	
1	避難所の目的	3
2	避難所の機能	3
3	対象とする避難者	4
4	災害対応の各段階に対応した「避難所運営業務」の流れ	5
第2章	事前対策（平時）	
1	避難所運営体制の確立	6
2	避難所の指定	8
3	避難所運営の具体的な事前想定	9
4	受援体制の確立	18
第3章	応急対策（発災後）	
1	避難所の開設・運営	19
2	情報の取得・管理・共有	21
3	食料・物資管理	23
4	避難者の健康管理	25
5	衛生環境の提供	26
6	避難所外避難者への対応	29
7	配慮が必要な方への対応	31
8	女性・子供への配慮	31
9	防火・防犯対策	32
10	ペットへの対応	32
11	避難所の解消に向けて	33
資料編		
資料1	災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ	
資料2	避難所運営業務のための連携協働体制（例）	
資料3	要配慮者に応じた対応（例）	
資料4	避難所における感染症対策（例）	
資料5	「車中泊者の把握」に対応する避難者名簿（例）	
資料6	男女共同参画の視点からの避難所チェックシート	

第1章 基本的事項

1 避難所の目的

災害対策基本法では、市町があらかじめその目的に応じて指定する「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があり、災害時に、市町長が開設、運営、管理し、被災者に安全と安心の場を提供することを目的としています。

①指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合に住民等が緊急的に避難する場所又は施設
※災害種別に応じて安全が確保される場所又は施設であり、災害用途別に指定しておく必要があります。

②指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保できる施設(学校、公民館、集会所、体育館等)
※二次災害に対する安全性を確保し、中長期的な避難生活に対応できる施設であることが必要です。

本指針では、主として②の避難所運営について述べます。

【参考】

指定避難所には「指定一般避難所」と高齢者や障害者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対し特別な配慮がなされた「指定福祉避難所」があります。福祉避難所の運営等については、下記ガイドラインを参照ください。

■「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府作成令和3年5月改定)
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanzo/r3_guideline.html

2 避難所の機能

避難所は、災害の直前・直後において、住民の生命の安全を確保する施設として、さらに、その後は日々の生活を送る施設として重要な役割を果たします。特に、要配慮者においては、急激な生活の変化に対応するため、支援に当たっては十分な配慮が必要です。

また、避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分に配慮するよう努める必要があります。

避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりです。

(1) 安全・生活等

①安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速・確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体を守る機能。
②水・食料・生活物資の提供	避難者に対し、飲料水や食料の供給、日用品・被服・寝具の提供等を行う機能。 ライフラインの復旧、流通経路の回復等に伴い、縮小・廃止を検討する必要がある。

③生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、就寝や起居の場を提供する機能。 季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等、生活環境の改善が必要となる。
----------	--

(2) 保健、医療、衛生

④健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する機能。 初期の緊急医療、巡回健康相談等が中心であるが、避難の長期化に伴い心のケア等も重要となる。
⑤トイレなどの衛生的環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ゴミ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する機能。 避難所での生活が続く限り継続して必要となる。

(3) 情報、コミュニティ

⑥情報提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行える機能。 また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、市町災害対策本部へ発信する機能。 時間の経過とともに、必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
⑦コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する機能。 避難の長期化とともに重要性が高まる。

3 対象とする避難者

(1) 災害救助法による避難対象者

災害救助法では、下記の者を避難所受け入れの対象としています。

① 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

イ 現に被害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、ホテル・旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客、通行人等。

② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難指示が発せられた場合

イ 避難指示は発せられていないが緊急に避難する必要がある場合

(2) 避難所外避難者

避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情により、その地域において在宅等にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等。

■ 大規模災害の発生直後は、上記の要件を満たしているか否かに関わらず、避難が必要な状況であって受入れを求める者がいれば対応することが基本です。

4 災害の各段階に応じた「避難所運営業務」の流れ

災害対応の各段階（「準備」、「初動（発災当日）」、「応急期（3日目まで）」、「復旧期（1週間まで）」、「復興期」。以下「災害フェーズ」という。）において、避難所運営業務は大きく変化します。

被害の程度や被災範囲によっては、避難所解消までに要する期間が変わることから、一概に災害フェーズの時期を特定することはできませんが、市町の地域特性や被害想定に合わせて対応方針を検討する必要があります。

また、避難所運営にあたっては、災害発生時の時間帯・季節・地域特有の事象・課題等に留意する必要があります。

災害対応の段階ごとに実施すべき業務は【資料1】を参照してください。

【資料1】 災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ
(令和4年4月改定内閣府「避難所運営ガイドライン」より)

第2章 事前対策（平時）

1 避難所運営体制の確立

- (1) 災害発生直後の混乱状態の中で避難所を円滑に開設・運営するために、市町は平時から以下の体制の整備をしておくことが大切です。

避難所の開設期間が長期に及ぶ大規模災害を想定し、避難所支援に関する部局横断的な体制を整備しましょう。通常業務の担当（課）をイメージした体制を【資料2】で示していますので、参考にしてください。

- 避難所運営の「質の向上」を図るため、防災、福祉に加え、保健衛生部局などで構成される避難所支援班を設置しましょう。
- それぞれの災害時の対応や役割分担などを地域防災計画等に定めておきましょう。
- 避難所運営の「質の向上」に向け、「医療・保健・福祉」等の専門職能団体との連携を図りましょう。

【資料2】 避難所運営業務のための連携協働体制（例）

（令和4年4月改定内閣府「避難所運営ガイドライン」より）

- (2) 各避難所に、派遣（必要に応じて自発的に参集）する担当職員をあらかじめ2名以上定めましょう。また、平時から災害時を想定した実践的な研修や訓練を実施しましょう。

- 派遣（参集）基準の具体化にあたっては、職員の勤務地・居住地等を考慮しましょう。
- 被災者の男女のニーズの違いに対応するため、避難所担当職員は、可能な限り男女とも配置しましょう。
- 災害対応の経験や実務に精通した職員をあらかじめ登録し、直ちに活用できるようにしておきましょう。
- 災害対策本部と避難所の間で効率的に情報を共有するため、職員参集訓練や災害対策本部との通信訓練を実施しましょう。
- 迅速かつ的確に避難所生活の支援を実施することができるよう、担当職員を対象に、実践的な研修や訓練を実施しておきましょう。
特に、様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方についても研修を実施しましょう。具体的な対応例を【資料3】にまとめていますので参考にしてください。

【資料3】 要配慮者に応じた対応（例）

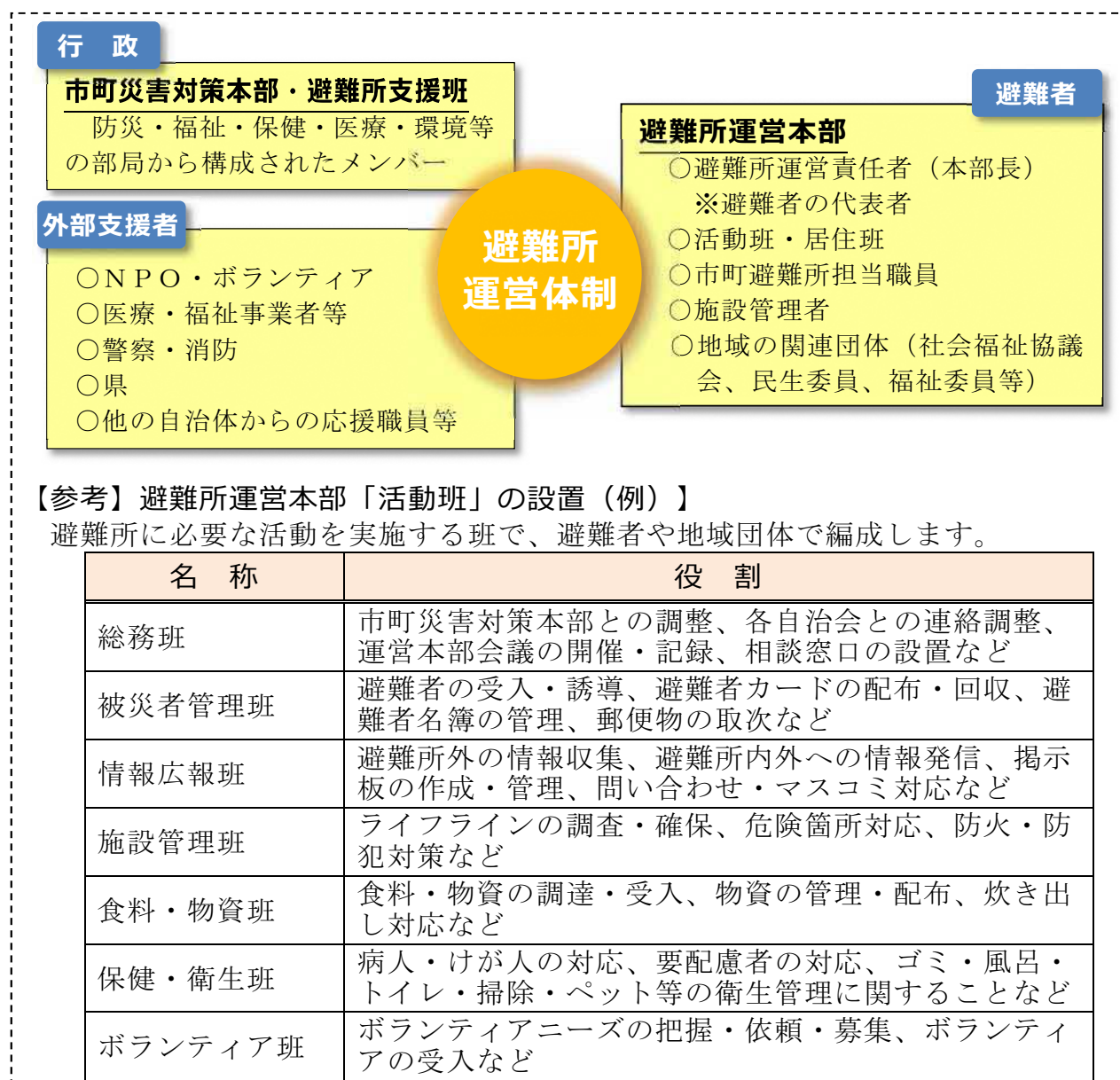
- (3) 災害時に避難所運営の業務全般を行政や施設管理者が担うことには限界があることから、派遣職員、施設管理者、地域の代表者（自治会・自主防災組織等）からなる避難所運営組織を確立しましょう。

■ 市町職員は交通機関の混乱や途絶に備え、複数の交通手段の確保に努めるとともに、地域住民等と避難所の鍵の管理や開設方法について取り決めておきましょう。

■ 普段から顔の見える関係を構築するため、定期的に会議を開催し、必要に応じて、NPO、ボランティア等の代表の参画を呼びかけましょう。

避難所での生活は避難者の生活再建への第一歩であり、避難者の自立の面からも、地域住民を主体とした避難所運営本部を確立することが重要です。各避難所の運営について、あらかじめ避難所運営責任者（本部長）を決定し、避難所運営体制について話し合っておきましょう。

【参考】行政・避難者・外部支援者が連携した避難所運営体制のイメージ図（例）



【参考】避難所運営本部「活動班」の設置（例）】

避難所に必要な活動を実施する班で、避難者や地域団体に編成します。

名 称	役 割
総務班	市町災害対策本部との調整、各自治会との連絡調整、運営本部会議の開催・記録、相談窓口の設置など
被災者管理班	避難者の受入・誘導、避難者カードの配布・回収、避難者名簿の管理、郵便物の取次など
情報広報班	避難所外の情報収集、避難所内外への情報発信、掲示板の作成・管理、問い合わせ・マスコミ対応など
施設管理班	ライフラインの調査・確保、危険箇所対応、防火・防犯対策など
食料・物資班	食料・物資の調達・受入、物資の管理・配布、炊き出し対応など
保健・衛生班	病人・けが人の対応、要配慮者の対応、ゴミ・風呂・トイレ・掃除・ペット等の衛生管理に関する事など
ボランティア班	ボランティアニーズの把握・依頼・募集、ボランティアの受入など

※避難所の運営体制の中で女性もリーダーシップを発揮しやすい体制を作り

ましょう。

※避難所の実情に応じて、被災者からの相談対応を行う『相談班』、生きがいづくりのための交流の場を提供する『避難者交流班』などの設置も検討しましょう。

2 避難所の指定

(1) 避難所として指定する施設は、災害対策基本法第49条の7に規定する政令で定める基準に基づくものとします。

発災時には当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、平時から必要数を指定しておきましょう。

災害により重大な被害が及ばないように耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図る必要があります。

- 指定にあたっては、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえる必要があります。住民が安全に避難することができるように避難所の指定を進めましょう。
- 地震被害想定等によって得られた最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標としましょう。
- 近隣市町にある避難所の利用が有用である場合には、協定の締結等により当該市町の協力を得ることも検討しましょう。
- 市町域内の公共施設のみでは避難所を確保することが困難な場合や、より快適な生活環境を確保するため、国や県、民間の施設（旅館、ホテル等）等の活用を検討しましょう。
- 要配慮者の利用を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を活用しましょう。

- 「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」（平成24年1月締結）
 - ・ 避難及び収容施設並びに住宅の提供（第2条3）
- 「災害時における宿泊施設等の提供に係る協定」（平成24年6月締結）

(2) 避難所を指定したら、施設名、場所等を広報誌等により地域住民に周知しましょう。

- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、違いを明確に周知する必要があります。
- 指定した施設の周知を図る際は、災害種別図記号を使い、標識システムの表示方法に倣い、標示する必要があります。
- 要配慮者にもわかりやすいよう、点字やイラストを用いたり、やさしい言葉でルビをふるなどしたパンフレット等を準備しておくといでしょう。

3 避難所運営の具体的な事前想定

避難所運営に携わる地域住民（自主防災組織等）、施設管理者、市町職員が一同に介し、「地域住民による自主的な避難所運営ガイドライン（H30.3県作成）」を参考にして、避難所としてのレイアウトや施設利用方法等を事前に協議し、災害時における避難所運営の手引きを作成しておきましょう。

特に、学校を避難所として利用する場合は、学校が教育活動の場であることを理解し、スムーズに学校を再開できるよう配慮することが重要です。

- （１）避難所ではいったん「場所取り」が始まってしまうと、その人たちを再配置することは難しいのが現状です。平時から、施設管理者から提供された施設図面をもとに、施設管理者の意見を交えながら、①立入禁止箇所や②居住スペース、③共有スペースを配置し、避難所レイアウト図を作成しておきましょう。

①立入禁止箇所の決定

施設のスムーズな再開に最大限配慮するため、施設管理者の意見を交えながら立入禁止箇所を決定しましょう。

- 施設管理者の意見を交え、重要書類の保管してある部屋や、刃物・薬品等の危険物品が保管してある部屋、コンピューター等のセキュリティ上重要な機器類が設置してある部屋などは立入禁止としましょう。
- 建物内の２階以上のトイレは、地震等の災害により配管が破損すると、水漏れの恐れがあります。専門家による応急危険度判定を受け、配管の破損の有無が確認できるまでは使用禁止としましょう。
- その他、被災して危険な箇所は適宜立入禁止とするようにしましょう。

②居住スペースの決定

避難者１人あたりの所要面積を２～３㎡以上とし、避難所における収容可能人数を算定しておきましょう。避難生活が長期化することが予想される場合は、スフィア基準に沿った１人あたり３.５㎡以上のスペースを確保することができるよう、平時から協定・届出等による避難所の確保や、ホテル・旅館等への２次避難の体制整備を進めておくことが望ましいでしょう。

- 計画段階から無理な収容を前提としないよう気を付けるとともに、避難者の増加に対応できるように代替スペースも検討しておきましょう。
- 居住スペースには必ず通路を設け、車いすでも通行できるよう、できるだけ１.５ｍ以上の幅員を確保しましょう。
- 居住スペースの割り振りにあたっては、町内会単位など避難者自身がわかりやすい単位で配置するとよいでしょう。
- 高齢者や障害者、妊産婦等の要配慮者に配慮した専用スペースを確保しましょう。

- パーティション、段ボールベッド、簡易ベッドを備蓄し、避難所の開設時に設置する等により、居住環境を確保しましょう。
- また、医師や保健師等、保健衛生の専門家と連携し、パーティションや簡易ベッド等の有効性、必要性を周知するとともに、平時からこれらの資機材の設置、使用に係る訓練を実施しておきましょう。

- 国際基準(※)では1人あたり3.5㎡の確保が目安とされています。「避難所の質の向上」を考える際の目安としてください。

(※)スフィア・ハンドブック

「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」をまとめたもの

(https://jqan.info/sphere_handbook_2018/)

③共有スペースの決定

避難所を円滑に運営するために、居住スペース以外に生活に必要な共有スペースを決定します。

- 共有スペースの決定にあたっては、女性や高齢者、障害者など多様な視点を交えて決めるよう心がけましょう。
- 避難所の実情や年齢構成に合わせて検討するとともに、避難所生活の経過に伴い見直しを行うことが重要です。
- 施設管理者の意見を交え、必要な空間の確保に努めるとともに、スペースが不足する場合は、建物外へのテント設置などによる確保も検討しましょう。

【参考】避難所に設けるべき共有スペース（例）

「●」は優先的な設置が望ましいと思われるものです。

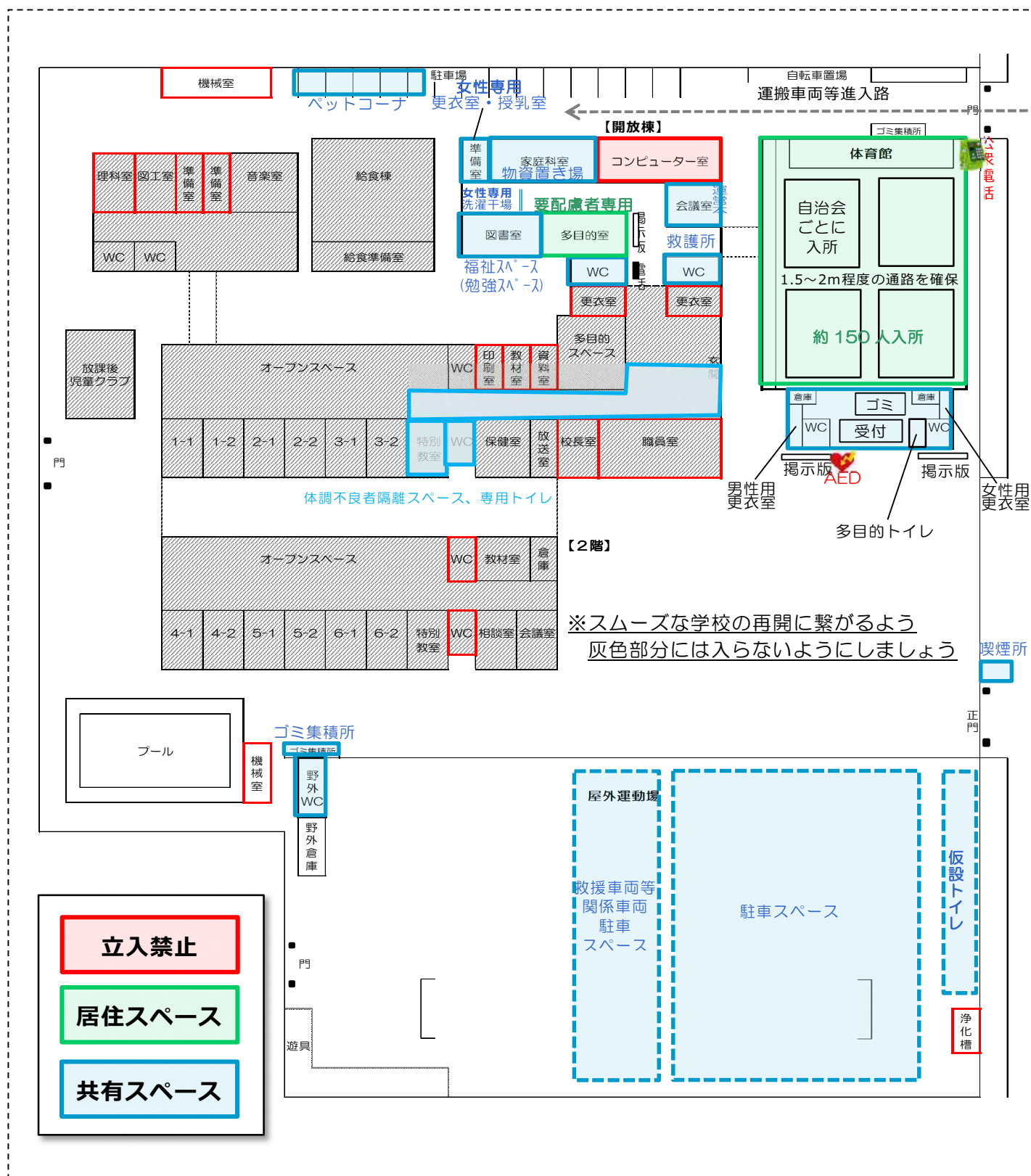
区 分		設 置 場 所 等
避難所運営用	● 受付場所	◇避難所の入口近くに設ける。 ◇避難者の入・退所はもちろん、部外者やマスコミの出入りを把握できる場所が望ましい。
	● 避難所運営本部	◇避難者が声を掛けやすいよう、わかりやすい場所に設ける。 ◇可能であれば、ミーティングが行える程度のスペースを確保する。
	● 広報場所 (内・外)	◇避難所外避難者も確認できる場所に、市町災害対策本部等からの情報を伝えるための「掲示板」を設置する。 ◇避難所運営にあたってのお知らせ等を掲示する「伝言板」の設置も検討する。
救援活動用	● 救護所	◇施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができるスペースを設置する。
	● 物資置き場	◇食品や衣類等は、衛生管理が行いやすい室内等に保管場所を確保する。 ◇運搬車両からの積み下ろし場の近辺が望ましい。
	物資・食料等の配布場所	◇天候に左右されないよう、屋根のある広い場所に設けることが望ましい。 ◇必要な空間が不足する場合は屋外にテントを設置する。
	特設公衆電話の設置場所	◇屋根のある屋外など、避難所外避難者も利用できる場所に設置するのが望ましい。 ◇通話時間、利用時間帯などのルールを設定し、周知する。
避難生活用	● 利用できるトイレ	◇施設内で利用できるトイレを明確にし、避難者に知らせる。 ◇洋式トイレや多目的トイレは高齢者や障害者等の優先トイレとする。 ◇仮設トイレが設置されたら、優先的にそちらを利用する。
	● 更衣室	◇男女別に更衣室を設置する。 ◇女性用更衣室は、内鍵やカーテン付きの独立した部屋に設けることが望ましい。
	● 福祉スペース	◇救護所やトイレに近いスペースを選ぶ。 ◇カーペットの敷いてある部屋や、イスや机を用意するなど要配慮者に配慮したスペースが望ましい。
	● 授乳室・育児室	◇安心して利用できるよう、内鍵やカーテン付きの独立した部屋が望ましい。 ◇乳幼児の危険となる障害物がないような場所を選ぶ。

屋外	託児スペース	◇乳幼児の危険となる障害物がないような場所を選ぶ。
	●ゴミ置き場	◇居住スペースに近いところで、分別して捨てられるようにゴミ箱（袋）を用意する。 ◇臭いなどの問題が起こらないよう、定期的に屋外のゴミ集積所に運ぶ。
	相談室	◇個人のプライバシーが守られ、相談できる場所（個室）を確保する。
	食堂・娯楽スペース	◇当初は部屋でなくても、イスなどを置いたコーナーを作ることでもよい。
	面会室	◇外部の人と面会するためのスペースを設ける。
	子供用スペース（勉強スペース）	◇昼間は子供の遊び場として、夜間は学生の勉強の場として使用する。
	●仮設トイレ	◇施設のトイレが使用できない場合は優先的に設置する。 ◇屋外で安全に行ける場所に男女別に設置し、可能な限り要配慮者用に洋式トイレを確保する。 ◇居住スペースから距離をおき、臭いなどの問題が起こらないよう配慮する。
	●ゴミ集積場	◇屋外で、ゴミ収集車が侵入しやすく、居住スペースに臭いが届かない場所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	●喫煙場所	◇原則として、屋外に設けるとともに、学校が避難所となっている場合は、敷地内での喫煙は原則禁止とする。
	物資等の積み下ろし場	◇運搬車両の進入路を確保し、積み下ろしがしやすい場所を確保する。 ◇物資の保管場所近辺が望ましい。
	炊事・炊き出し場	◇調理室が使用できないときは、仮設設備等を屋外に設置する。 ◇調乳や離乳食・介護食の調理ができる簡易調理場所も併せて構えることが望ましい。

屋外	仮設入浴場、洗濯・物干場	◇プライバシー保護のため、男女別に設置する。 ◇屋外で、トラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とする。 ◇女性用物干場は、目隠しがある場所で、授乳室等の女性専用スペースの近くが望ましい。
	駐輪・駐車場	◇緊急車両や救援物資運搬車両等の乗り入れに支障がない場所に限定的に確保する。
	●ペットコーナー	◇気候等ペットの体調に配慮したスペースを検討し、飼育する。 ◇テントやブルーシートで覆い、鳴き声や臭いが居住スペースに届かないように配慮する。

【参考】①～③を踏まえた避難所のレイアウト（例）

■ 話し合いで決定したレイアウト図は、災害時すぐに掲示できるよう準備しておきましょう。



- (2) 避難所運営が円滑に行われ、良好な生活環境が確保できるよう、避難所に入所するときの注意事項や避難所での生活ルール、トイレの利用方法等を事前に検討しておきましょう。

- 注意事項等はわかりやすく簡潔にするとともに、避難所に掲示することを想定して準備しておきましょう。
- 避難者にとって良好な生活環境となるよう、一定の生活ルールを決めておくとともに、避難生活の経過に伴い見直すことが重要です。
- 避難所の衛生環境を保つことや、災害関連死を予防するためにも、トイレの使い方をルール化しておくことは非常に重要です。利用できるトイレの箇所を明確にするとともに、水汲みやトイレ掃除を避難者が協力して取り組めるよう準備しておきましょう。

(3) 避難所における食料・物資管理

①避難所における備蓄等

各避難所には、スフィア基準を満たす生活環境を早期に確保できるよう、応急的に必要と考えられる食料・水・パーテーションや簡易ベッド、携帯トイレ等の生活物資のほかに避難所の開設・運営に必要な機材、事務用品等を備蓄しておくことが望ましいでしょう。市町が各避難所等に設置する防災備蓄倉庫に加え、避難所近隣の自治会等での備蓄を推進することが重要です。平時から避難所運営に携わる関係者で、備蓄品の内容の把握や点検をしておきましょう。

- 災害直後の混乱を考慮した場合、各避難所に最低限分散備蓄しておくといいでしょう。また、備蓄品はいつでも使用できるよう定期的に点検しておくことが重要です。年に1度は、使用方法や消費期限・破損の有無などを確認しておきましょう。（食物アレルギー対応食品についても要備蓄）
- 避難所の通信環境を確保するため、各避難所に、衛星携帯電話、ラジオ、テレビ等の情報取得手段を確保しましょう。また、大規模災害時の停電を想定し、自家発電装置、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備を備えておきましょう。
- 市町の設置する防災備蓄倉庫ですべての備蓄品を準備できるとは限らないため、避難所近隣の自治会等が保有する備蓄品の状況も確認しておくといいでしょう。併せて、平時から各家庭での備蓄の推進を周知しましょう。
- 地域の人口構成や災害特性に応じた備蓄を心がけましょう。

【参考】避難所運営用の備蓄品（例）

事務用品	筆記用具（鉛筆、赤鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、ボールペン、マジック、はさみ、のり、ホッチキス、ホッチキス芯）、クリアフォルダー、バインダー、2穴パンチ、クリップ、メッシュケース、セロテープ、養生テープ、HUB、LANケーブル、ホワイトボード、市町避難所運営マニュアル（様式集） 等
食料品 衛生用品 衣料品	飲料水、非常食（食物アレルギーに配慮したもの等）、救急セット、乳児用ミルク、哺乳瓶、人工乳首、紙おむつ（大人用、小児用）、おむつ用ビニール袋、簡易トイレ、おしりふき、生理用品、おりものシート、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、マスク、消毒液、圧着下着（男性用、女性用） 等
生活雑貨 清掃用品	ゴミ袋、カセットコンロ、カセットボンベ、ビニール袋（靴入用）、ブルーシート、毛布、ジャバラマット、ポケットティッシュ、タオル、やかん、紙コップ、テント、新聞紙、パーティション、簡易ベッド、段ボール、消毒剤、防臭・防虫剤、うちわ、石けん、軍手、ゴム手袋、ほうき、ちりとり、モップ、洗剤、防犯用ホイッスル 等
生活家電	給湯ポット、ハンドメガホン、防災ラジオ、雷タップ、乾電池、ドラムリール、扇風機、懐中電灯、空調機器 等
掲示用	避難所のレイアウト図、避難所に入所するときの注意事項、生活ルール、トイレの使い方、立入禁止貼り紙 等

②物資の確保体制の整備

水、食料、毛布等の生活必需品は、避難生活に必要不可欠であることから、備蓄の推進と合せ、事業者団体等との物資供給協定の締結等により、発災後直ちにこれを供給できる体制を整備しておきましょう。

- 物資等を地域の拠点となる施設に集中備蓄する場合は、災害発生後直ちに必要な避難所に届けられるよう、仕分け、配送の計画を別途定めておく必要があります。
- プッシュ型による支援や義援物資等の大量搬入を想定し、ボランティアとの連携や民間事業者の活用等を検討しましょう。

県では、食料・飲料水・生活物資の調達について21団体と協定を締結しています。（流通備蓄）

- 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」
 - ・ LPガス、燃焼器具の供給
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品の調達

③物資の管理体制

備蓄物資については、物資調達・輸送調整等支援システムにて管理するとともに、発災時は同システムを活用し、直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握できる体制を整えておきましょう。

(4) 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成等

(1)～(3)で話し合った内容を踏まえ、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、避難所運営の手引きや必要な掲示物、様式を作成しておきましょう。

手引きには、避難所の開設手順や運営本部体制のほか、災害時に協力すべき関係機関との連絡先一覧等を添付しておき、迅速に連絡が取れる体制を整備しておく必要があります。

- 手引きは、地域住民の代表（自主防災組織等）、施設管理者、市町職員の意見を踏まえて作成するとともに、女性や高齢者、障害者等の多様な意見を積極的に取り入れるようにしましょう。
- 災害時、地域住民の代表が避難所に駆け付けられないことも想定し、平時から手引きの周知を図っておくとともに、避難所となる施設等に備え付け、誰が見てもわかりやすいものを作成するよう心がけましょう。
- 手引きに基づき、平時から地域住民が参加する避難所開設・運営訓練を実施しましょう。また訓練等を通じて、定期的に手引きの内容を見直すことが重要です。

【参考】必要な掲示物、様式等（例）

書 式	確 認 事 項 等
避難所 レイアウト図	施設の再開に支障が出ないように、立入禁止箇所や居住スペース、共有スペース等を記載し、避難所として利用できるスペースを周知する。
避難所の 生活ルール	生活時間（食料・物資の配給や清掃、消灯時間等）やゴミの分別、喫煙等、生活の基本ルールを定め、避難者に周知する。
トイレの使い方	避難所の衛生環境を保つため、使用できるトイレを明記するとともに、水の流し方や掃除当番などの利用ルールを避難者に周知する。
建物被害 チェックシート	避難所開設の可否を判断するため、建物構造・内部・ライフライン、周辺環境等の被害状況を確認する。
避難者カード	受付時に配布・回収し、世帯ごとに氏名、住所、連絡先、生年月日、性別、支援の必要性、医療・福祉のニーズ、食物アレルギー対応の必要性の有無等を確認する。
避難者名簿	避難者カードをもとに早急に作成し、避難者の入・退所の状況を適切に管理する。
備蓄物資一覧表	初動時に必要な物資の確保状況を確認するとともに、災害時の物資要請の参考とする。

4 受援体制の確立

被災市町の職員のみでは支援要員が不足する場合には、速やかに県に対し応援派遣を要請しましょう。特に、発災直後は、被災市町の業務が逼迫することから、市町の要請があった場合、又は県が支援の必要があると判断した場合、「県職員被災市町支援チーム」を派遣し、被災市町における初動対応を支援します。

■「山口県災害時広域受援計画」（平成29年3月策定）

県では、県内で大規模災害が発生し、県外からの広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を定めています。

県職員被災市町支援チーム

〔目的〕

大規模災害発生時に被災市町における災害対策本部の円滑な運営、被災建築物応急危険度判定等の早期実施など初動対応を支援。

また、災害時にボランティアの果たす役割は極めて大きいことから、市町社会福祉協議会等と連携して、災害時に全国から集まるボランティアの受け入れ体制の確立を図り、積極的に連携するよう努めましょう。

その際、災害救助法を活用して、県・市町においてボランティア団体や企業と委託契約を締結することも可能です。

- 要請にあたっては、応援職員が適切な役割を果たせるよう、派遣後に実施すべき業務、役割分担を明確に示す必要があります。
- 応援側と受援側双方が期待した機能を発揮できるよう、応援職員の知見や経験を踏まえた配置に努める必要があります。
- 受援側は外部からの支援を受けることを前提とした災害時の受援体制を構築しましょう。
- 応援側は自己完結型の活動が可能となるよう、装備や体制の強化に努める必要があります。

■「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」（平成24年1月締結）

■「災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定」 （平成28年9月締結）

■「災害時における福祉支援（人材等の派遣、福祉避難所の確保）に関する協定」（平成28年9月締結）

第3章 応急対策（発災後）

1 避難所の開設・運営

- （1）原則として、市町長が避難所開設の要否を判断し、勤務時間内外等の状況に応じ、最も早く対応できる者（市町避難所担当職員、施設管理者、地域住民の代表者等）が避難所の開設準備を行います。平時から、避難所の鍵の保管方法や開設手順の確認を行い、手引き等に反映しておくことが必要です。

■ 担当職員や施設管理者の被災に備え、地域住民の代表者等でも鍵を保管することを検討しましょう。

■ 建物内への立ち入りによる二次災害の危険を防ぐため、可能であれば有資格者による応急危険度判定を実施しましょう。それができない場合は、市町派遣職員、施設管理者、避難者の代表者が目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用するとともに、被災して危険な箇所は「立入禁止」の表示をして避難者に周知しましょう。

■ 施設の構造、内部被害、ライフライン被害のチェックにあわせ、延焼、土砂災害等のおそれがないかなど、避難所周辺の状況も確認し、施設及び施設周辺の安全が確認されるまでは避難者を屋外待機させることが望ましいでしょう。

【参考】

大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針
http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/kinkyuutenken_shishin/

- （2）避難所を開設するときは、直ちに各施設に避難所担当職員を派遣し、避難所の運営に当たります。

なお、大規模災害発生当初など、避難所に派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者や避難者の代表者等の協力を得て初動対応を図れるよう、平時から話し合っておきましょう。

■ 災害発生直後から当面の間は、運営責任者の配置について、昼夜の対応が必要となることが予想されるため、交代できる体制をとりましょう。

■ 避難者を中心とした本格的な避難所運営本部が形成されるまでは、事前に決めておいた避難所運営本部が中心となって避難所運営にあたります。

(3) 避難所担当職員は、避難所運営本部等の関係者の協力を得ながら、避難所運営体制の確立を図ります。

- 立入禁止箇所や居住スペース、共有スペース等を記した避難所レイアウト図を掲示し、あらかじめ必要なスペースを確保しておきます。入所時の注意事項やルール等も併せて掲示しておきましょう。
- 受付（避難者カードの配布・回収）を行い、避難者の人数や世帯構成、支援の必要性等を確認し、避難所運営にあたり必要な事項を記載した名簿を整備・管理します。
- 受付が済んだ人から順次、レイアウト図に基づいて誘導します。このとき、原則各世帯の区画の一边が接するような通路を必ず確保し、また、可能な限り自治会単位で入所するように誘導しましょう。
- 避難所外避難者を含め、避難者の状態や支援ニーズについては常に情報収集を行い、行政だけでなく支援者等とも共有しておきましょう。
- 避難者全員にパーティションや段ボールベッドが行き渡らない場合は、要配慮者等あらかじめ定めた方から優先して提供しましょう。
- 食料・飲料水、パーティションや簡易ベッド等の生活必需品、仮設トイレ等の物資の過不足の他、ライフラインや入浴設備、空調の状況を把握・要請するとともに、災害対策本部や近隣の避難所との連絡調整を行いましょう。
また、災害対策本部ではこれらの情報を避難所リストと共に整理しておきましょう。
- 避難者の実情に応じて必要なスペースの確保を図るとともに、簡易ベッドや間仕切り等の設置など、要配慮者や男女のニーズの違い、子育て家庭等のニーズへ配慮した居室の再編など、適宜生活環境の改善に努めます。
- 居室の移動・再編を行う際は、混乱を避けるため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきましょう。

また、避難所は避難者の生活再建の第一歩を踏み出す場所であり、原則的には避難者が助け合いながら自主的に運営することが求められます。避難所担当職員は、ある程度の体制が確立した後は、住民による自主的な避難所運営体制の構築のサポートを行うことで自主運営を促すとともに、当該職員でなければ対応が困難な復旧・復興業務に従事しましょう。

- 市町職員、避難者、関係団体等の役割分担を明確にしましょう。
- 避難所運営のノウハウを有するNPO等を積極的に活用しましょう。
- 避難所運営本部においても、男女共同参画の視点や要配慮者の意見を運営に反映できるよう、女性や高齢者、障害者等多様な主体の参画が必要です。

2 情報の取得・管理・共有

- (1) 災害対策本部との連絡体制の確保、被災者相互の安否確認、被災者への情報提供等のため、通信手段を確保しましょう。

また、被災者が自ら情報収集できる手段を提供することも重要です。

- 大規模災害時には、情報の収集・連絡の手段が限定されることから、災害発生直後は必要最小限の情報に限定して、収集・伝達・集約を行いましょう。
- 情報の錯綜を防ぐため、情報広報班を設置するなど、窓口を一本化しましょう。
- 情報取得手段として、テレビ・ラジオ、携帯電話・スマートフォンの充電手段、新聞等の確保等が必要です。

- (2) 災害発生後の時間経過に伴って、被災者が必要とする情報は刻々と変化するため、適時適切な情報収集・伝達を心がけましょう。

情報の収集・伝達にあたっては、避難所外避難者も対象とする必要があります。

- 内部向け、外部向けの掲示板を設置するなど、避難所外避難者への情報伝達手段を確保することが必要です。また、被災者への情報伝達は原則として文字情報としましょう。
- 掲示板の設置にあたっては、情報を時系列順に整理するなど、被災者が常に最新の情報を入手できる状態にしておくことが重要です。
- 情報発信は、文字を大きくする、ふりがなを付ける等の工夫をするとともに、外国人や掲示とは別の手段が必要な避難者へは個別の対応をするなどの配慮が必要です。
- 地域の被害情報や復旧情報の共有により、「避難所間の格差是正」「避難所の集約」「避難所の早期解消」等が期待できます。
- 女性や高齢者等、多様な避難者の特性やニーズに応じて情報を整理・伝達しましょう。

【参考】

外国人住民に係る災害時の支援等

- 外国人住民のための防災ハンドブック

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/95/17523.html>

- 「山口県災害時言語支援センターの設置・運営に関する協定」

(平成29年2月締結)

県では、大規模災害が発生した場合、必要に応じて「山口県災害時多言語支援センター」を開設し、外国人に必要な多言語による災害情報等の提供や外国人からの問合せ・相談への対応を実施します。

【参考】時系列の必要情報（例）

時系列	避難所で 収集する情報 (対策本部に伝達)	避難所で 共有する情報 (対策本部から伝達)	外部向け広報
災害発生直後	・避難所の開設状況 ・設備等の使用可否 ・周辺の被害状況	・避難所の開設指示 ・設備等の使用可否 ・周辺の被害状況	・避難所の開設状況 ・設備等の使用可否
～3日程度	・避難者数 ・必要食事数等 ・要配慮者の情報 ・安否確認情報 (以降も継続)	・避難所運営ルール ・地域の被害情報 ・ライフライン等の 復旧状況 (以降も継続)	・安否照会対応 ・地域の被害情報 ・ライフライン等の 復旧状況 (以降も継続)
～1週間程度	・避難者の被災状況 ・各避難者のニーズ ・被災者の生活再建、 住まいの確保見込	・救助の実施状況 (災害救助法関連) ・被災者の生活再建 対策の実施方針 (り災証明書発行等)	・救助の実施状況 (災害救助法関連) ・被災者の生活再建 対策の実施方針 (り災証明書発行等)
～2週間程度		・生活再建支援策の 実施状況	・生活再建支援策の 実施状況
～3ヶ月程度	・避難者個別の事情		

(3) トラブルの防止、被災者の個人情報の保護等の観点から、安否確認等の問い合わせや、マスコミ対応、郵便物等の取り次ぎに関するルールを定めるとともに、情報広報班を設置し受付を行うなど、情報管理に努めましょう。

- 避難者の安否確認（外部からの照会）については、避難者へ直接取り次ぐのではなく、本人の同意を得るなど、慎重に対応する必要があります。
- 避難所の居住者以外は、原則として居住スペースへの立ち入りを禁止し、面会室などを確保して対応しましょう。
- マスコミ対応は、避難者のプライバシーに配慮し、運営本部で対応方針を決定しましょう。
- マスコミ等の居住者以外の立ち入りにあたっては、許可を受けたことを明示するため腕章等を着用してもらいましょう。また、避難者へ直接取材する際は、担当職員等が立ち会うこととしましょう。
- 郵便物等は一括して受け取り、呼び出しなどで避難者に渡しましょう。郵便局員、宅配便業者の立ち入りを認める際は、防犯上の観点から受付を通すようにしましょう。

3 食料・物資管理

- (1) 災害発生直後は、各家庭や、市町、県、自治会等の備蓄等により対応することを基本としますが、当面必要な食料・飲料水・生活物資等がプッシュ型で供給されることがあります。

- 運搬車両の搬入ルート、物資の積み下ろし場所を確認しておく必要があります。
- 物資の保管場所等を確保し、避難者やボランティア等と連携して仕分け等を行いましょう。

- (2) 応急期以降は、プル型での供給が中心となることから、避難者のニーズの把握に努める必要があります。

- 食物アレルギー対応の必要性や咀嚼機能の低下、疾病による食事制限の有無など、食料提供上の要配慮事項を、避難者カードや聴き取り等で適切に把握し、食物アレルギー対応食品等を必要な方に確実に届けられるよう確保に努めましょう。
- 物資等を要請する際は、女性や子育て家庭、介護をしている人、病気やケガをしている当事者やその家族など多様な意見を取り入れるよう工夫しましょう。
- 食料の数の把握や衛生的な保管のため、物資保管場所にはできるだけ責任者を配置し、管理に努めましょう。個人や団体等からの食品の差し入れ等については、慎重に取り扱う必要があります。

【参考】

- アレルギーポータル「災害時の対応」
<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

- (3) 食料・飲料水・物資の提供にあたっては、避難所で生活する避難者だけでなく、在宅避難者や車中泊者等の避難所外避難者も支援の対象とし、対応する必要があります。

- 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難所外避難者に対し、食料等を入手できることを周知するとともに、必要数の把握に努める必要があります。
- 避難所外避難者に物資を配布する場合は、避難所で生活する避難者とのトラブルを避けるため、避難所とは別に配布場所を設け、地域の代表者等による受け取りや、ボランティアによる配布など、提供体制を構築する必要があります。
- 避難所外避難者の状況は、物資の配布時に適宜行うとともに、必要に応じて指定避難所への避難を促しましょう。
- 在宅避難者のうち、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携し、迅速に対応する必要があります。

- 「災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定
（平成28年9月締結）」
- 「災害における福祉支援（人材等の派遣、福祉避難所の確保）に関する協定」
（平成28年9月締結）」

- (4) 避難生活が一定期間経過した後には、長期化に対応してメニューの多様化や適温食の提供、栄養バランスの確保についても検討する必要があります。

- 管理栄養士の活用の他、農林水産省や学会、大学等の推奨メニュー、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安等を参考に、メニューの質を確保するとともに、避難者やボランティアによる炊き出し、飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（学校給食施設等）の利用等により、多様な供給方法を検討しましょう。
- 発災から一定期間が経過し、地元事業者が営業を再開した場合は、順次地元事業者による供給等に移行していくことが考えられます。
- 衛生的な環境の維持が前提となりますが、避難所における炊事場所、調理器具や食材の確保は、適温食の提供のみならず、避難者の自立の観点からも有効です。
- 発災時に迅速に上記の方法で温食の提供ができるよう、平時からキッチンカー関係事業者等と、協定による連携体制を構築しておきましょう。

4 避難者の健康管理

- (1) 持病の悪化や新たな病気の発症を防止し、被災者の健康を維持するため、「医療・保健・福祉専門職」による巡回・派遣体制を整備しましょう。

- 早期に救護所を開設するとともに、巡回受け入れスペースの設置を検討しましょう。
- 巡回医師等による避難者の健康チェック・管理等を定期的に実施し、医療機関等の専門施設へ適切に橋渡しできる体制を確保しましょう。

- (2) 保健師等の専門職能者に避難所の環境をチェックしてもらい、避難者やボランティア・NPO団体等の協力を得て、避難所の健康問題の解決や衛生環境の改善を図りましょう。

- 毎日決まった時間に「そうじ」時間を設け、避難者自身で避難所の衛生環境を保てるような生活ルールづくりに努めましょう。
- 感染症対策（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）のため避難所内の換気、手洗いの励行、消毒、土足禁止の徹底等を実施しましょう。具体的な対策例を【資料4】にまとめていますので、参考にしてください。
- 日差しを遮る工夫や避難所の規模や設備に応じた冷暖房器具の整備、備蓄、協定等による確保など、避難所の温度管理に留意が必要です。空調機器を使用する際は、電源の確保の他、換気や乾燥にも注意が必要です。
- エコノミークラス症候群防止のため、定期的に体を動かし、十分に水分を取る必要があり、弾性ストッキングの配付も効果的です。
- 簡易ベッドはエコノミー症候群防止に効果がある他、ホコリの吸引による健康被害も防ぐことができます。
- こころの健康の保持のため、避難所生活の経過に伴い、食堂や娯楽スペース等の共有スペースの設置を検討しましょう。
- プライバシー確保のため、個人が相談できるスペースを設けましょう。窓口には女性も配置するなどの配慮が必要です。
- 避難所運営に主体的に携わる避難所運営本部員や市町職員等の心身のケアのため、相談担当者の確保や休養をとれるような体制を整える必要があります。

【資料4】避難所における感染症対策（例）

- (3) エコノミークラス症候群やアレルギー等の発生を予防するため、睡眠環境の改善に努めましょう。その他、性別や年齢に応じた衣類の確保、入浴や洗濯の機会の提供により、避難所の質の向上を図ることも重要です。

- 初動期は毛布等の確保による寒さの緩和に努め、応急期以降は畳・カーペットの確保、簡易ベッドの設置等による寝床の改善に努めましょう。
- 寝床の改善に当たり、床に直接寝ることでアレルギーや喘息等が悪化する危険性を認識し、避難者等に周知しましょう。
- 初動期は妊婦用、介護用の下着が不足しがちになります。衣類の手配にあたっては、多様なニーズの把握に努めましょう。
- 入浴は体を清潔にするほか、ストレス解消にも効果があります。特に水害等で汚水に侵された場合は、感染症防止のため、汚れを落とす必要があります。スフィア基準に沿い、50人に1つ入浴設備を提供することを目標に、水循環型シャワー等の新技術を含む仮設風呂等の資機材の調達、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設事業者との協定等、入浴機会の確保に努めるとともに、避難所との送迎のための移動手段や洗濯・クリーニングサービス等もあわせて確保しましょう。
- 避難所内に仮設風呂等を設置する際は、できるだけ男女別に用意するとともに、難しい場合は、男女で時間を区別するなどの配慮が必要です。

【参考】

- アレルギーポータル「災害時の対応」
<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

5 衛生環境の提供

- (1) 避難所の衛生環境を保つことや、災害関連死を予防するためにも、トイレの使い方をルール化することは非常に大切です。健康被害の発生や衛生環境の悪化を防ぐためにも、平時からの備蓄や整備、協定による確保等、状況に応じた手法により、十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理する必要があります。

- 水道が使える場合でも、下水処理場等の被害状況や避難所施設の配管の破損の有無が確認されるまでは、施設内トイレの使用禁止等の措置を検討する必要があります。
- 災害用トイレは既設トイレの活用に加え、上下水道・浄化槽の復旧見込みや設置場所、時間の経過、使用者の状況等、それぞれの特性を踏まえ、適切な種類のトイレを十分な数量確保するとともに、高齢者等の要配慮者に配慮し、できるだけ多目的トイレ等の快適トイレの仕様を満たすものを確保しましょう。

■ トイレ使用後の手洗い・消毒の徹底や、トイレ用の履き物の確保、清掃用具の確保や掃除当番の決定など、トイレの使用ルールを周知徹底し、衛生管理に努める必要があります。

■ 避難所内で感染症が発生した場合には、患者専用のトイレを別途用意しましょう。
※可能な限り感染者とそれ以外の避難者で動線も区別したレイアウトが望ましい。

■ トイレの環境改善に向け、可能な限りスフィア基準に沿った数を確保できるよう努めるとともに、女性や高齢者、障害者等の意見を積極的に取り入れ、設置場所や防犯対策等にも配慮することが必要です。

■ 「災害時における仮設トイレの供給に関する協定」（平成10年2月締結）

【参考】

快適トイレとは、国で標準化されている仮設トイレの仕様で、洋式であること、水洗、施錠、防臭等の機能を有することとされている。

スフィア基準では、発災後初期段階では50人に1基、中期段階では20人に1基のトイレが必要であり、女性用と男性用を3：1の割合で配置することとされている。

【参考】トイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項（例）

（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より）

配慮をすべき事項 配慮が必要な方	対 応
安全性	・暗がりにならない場所に設置する ・夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する ・屋外トイレの上屋は堅牢なものとする ・トイレの固定、転倒防止を徹底する ・個室は施錠可能なものとする ・防犯ブザー等を設置する ・手すりを設置する
衛生・快適性	・トイレ専用の履き物を用意する（屋内のみ） ・手洗い用の水を確保する ・手洗い用のウェットティッシュを用意する ・消毒液を用意する ・消毒剤や防虫剤を用意する ・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する ・トイレの掃除用具を用意する
女性・子供	・トイレは男性用・女性用に分ける ・生理用品の処分用のゴミ箱を用意する ・鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する ・子供と一緒に入れるトイレを設置する ・オムツ替えスペースを設ける ・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを実施する
高齢者・障害者	・洋式便器を確保する ・使い勝手の良い場所の設置する ・トイレまでの導線を確保する ・トイレの段差を解消する ・福祉避難スペース等にトイレを設置する ・介助者も入れるトイレを確保する
外国人	・外国語の掲示物を用意する （トイレの使い方、手洗方法、消毒の方法等）
その他	・多目的トイレや男女共同トイレを設置する ・人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する ・幼児用の補助便座を用意する

【参考】災害トイレ（例）

種 類	概要・特徴	優れた点・事後処理
携帯トイレ	・既存の洋式便器につけて使用する。 ・使用するたびに便袋を処分する必要がある。	・電気・水なしで利用できる。 ・使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策が必要である。
簡易トイレ	・水なしで利用できるが、電気が必要なものもある。 ・室内に設置可能で、持ち運ぶことができる。	・福祉スペース等で利用できる。 ・使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策が必要である。
仮設トイレ	・便槽貯留式とマンホール直結式がある。 ・階段付きのものが多く、バリアフリータイプもある。	・流通数が多いため調達しやすい。 ・施錠が可能であるが、屋外で使用するため、照明の設置等の安全対策が必要である。
マンホールトイレ	・下水道のマンホール等に便器や仕切り施設等を設置する。 ・下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用する。	・通常の水洗トイレに近い感覚で利用できる。 ・し尿を下水管に流下させるため衛生的に利用できる。

（２）感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難所内の生活保持等の環境整備を図る必要があります。

- ゴミの集積場所を確保し、収集・排出のルールを周知しましょう。
- ゴミ袋、防臭・防虫剤を確保し、衛生的な環境の維持に努めましょう。
- 食料品の保管にあたっては、冷蔵庫を確保するなど十分な注意を払うとともに、炊き出しをする際には、手洗い、調理器具の消毒を徹底するほか、調理する人の健康管理も行う必要があります。

（３）トイレや入浴、掃除、洗濯等、避難所の衛生環境を保つため、飲料水とは別に生活用水の確保が必要となります。

- 平時からタンクや貯水槽、防災井戸等の整備により、生活用水を確保するとともに、浄水器や循環式の手洗い器、シャワー設備等の新技術の活用も検討しておきましょう。

6 避難所外避難者への対応

（１）通勤・通学者、観光客等の帰宅困難者への対応は、原則として事業所、学校等が責任を持って行うべきものですが、市町においてもこれらの者を緊急避難的に保護できるよう事前準備に努めましょう。

- 事業所や学校等に組織構成員の帰宅困難者対策をお願いし、避難所への帰宅困難者の流入人数の抑制に努めましょう。
- 県及び市町は、帰宅困難者のうち徒歩を支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの帰宅支援施設の情報を提供しましょう。

■ 「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」 （平成24年10月締結）

- (2) 家庭の事情で避難所に避難することができず、在宅避難生活を余儀なくされるケースも少なくありません。被災した家屋やライフライン等が途絶した中で不自由な避難生活を送っている在宅避難者や、協定・届出により確保し、自主運営している避難所の避難者に対しては、自主防災組織やボランティア等と連携して定期的に連絡を取り合い、避難者数や必要な支援等の状況把握に努めるとともに、食料や物資の提供などに対応しましょう。
- (3) 車中泊避難者を受け入れる場所として、指定避難所の駐車スペースの他にも、大規模な都市公園や商業施設の駐車場でトイレや物資支援のスペースが確保されている場所、道の駅、キャンプ場など平時から車中泊を行うことが想定された施設の活用についても検討しておきましょう。
- (4) エコノミークラス症候群等のリスクが高い車中泊者に対しては、保健師等による衛生的なケアが必要となることから、早期に滞在場所、健康状態を把握する必要があります。「車中泊者の把握」にあたっては、様式を作成していますので【資料5】を参考にしてください。

- 支援情報の発信にあたっては、各避難所に外部向けの掲示版を設置するほか、インターネットやラジオ等を活用するなど、避難所外避難者にも必要な情報が届くよう配慮しましょう。
- 食料・物資の配付や、医療チームによる巡回等により状況を把握し、最寄りの指定避難所を支援の拠点としましょう。
- エコノミークラス症候群防止のため、車中泊避難者を優先に弾性ストックキングの配布等を行いましょう。
- 指定避難所への移動や住宅の応急修理の実施など、車中泊の早期解消に努める必要があります。
- 継続的な支援が必要となる場合は、施設（駐車場）管理者との協力体制の構築や、ボランティアの活用によりきめ細かい対応を心がけましょう。

【資料5】 「車中泊者の把握」に対応する避難者名簿（例）

7 配慮が必要な方への対応

避難所において配慮が必要な方、例えば高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、傷病者、医療的ケアを必要とする者等の体調が悪くならないように、スペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりをDWA T（災害派遣福祉チーム）と連携して行うことが重要です。

- 本人や家族・支援者からの聞き取りで状況を把握し、要配慮者の状態やニーズについて、関係者間で共有しましょう。
- 発災直後の混乱が収束した段階で、要配慮者の状況に応じたケアが可能な福祉避難所への移動や、専門施設・病院への入所・入院を検討しましょう。
- 要配慮者やその家族が福祉避難所を適切に利用できるよう、その役割や機能を一般避難者に周知する必要があります。
- 平時から、福祉避難所の確保に向け、デイサービス施設や宿泊施設等との協定締結に取り組みましょう。

■「災害時における宿泊施設等の提供に係る協定」（平成24年6月締結）

8 女性・子供への配慮

男女のニーズの違い等に配慮し、女性や子供の視点から避難所運営を考えることが重要です。避難所運営本部等の意思決定に女性が加わるように配慮するとともに、意見を反映させやすい環境づくりに努めましょう。

- 行政の審議会等において目標とされている、「運営組織の3割以上は女性が参画すること」を目安としましょう。
- 生理用品や授乳用ケープ等の女性特有の物資や、女性専用の更衣室、授乳室、洗濯干場等のスペースを確保することで女性が安心して過ごせる環境を維持することに努めましょう。
- 食事の準備や清掃などの役割を性別や年齢で固定せず、男女が平等に分担するようにしましょう。
- 子供たちも避難所運営の一員として、軽量の物資の運搬や幼児の遊び相手など、協力をお願いしましょう。

【資料6】 男女共同参画の視点からの避難所チェックシート

（令和2年5月内閣府男女共同参画局

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」より）

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

9 防火・防犯対策

避難所での集団生活が、火災や犯罪、性暴力・DV等を誘発・助長することがないように、防火・防犯対策に取り組みましょう。

また、災害時には、被災地外から窃盗団が入り込むこともあり、治安の維持が課題の一つとなります。

- 喫煙場所の指定、ゴミの集積所等の定期的な巡回など、防火対策を図りましょう。
- トイレ・入浴施設付近に照明を増設するなどの環境改善を図るとともに避難所の巡回・警備は男女ペアで行うなどの対策をとりましょう。
- 女性専用スペース（更衣室や授乳室、トイレ、入浴等）を利用する場合はできるだけ二人以上で行動するようにしましょう。
- 消防団・自警団等と連携し、地域の見守り体制を強化しましょう。

10 ペットへの対応

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、避難所では様々な人が集まり共同生活をするため、動物が苦手な人やアレルギーの人がいることを認識しなければいけません。飼い主が責任を持ち、衛生的に管理するとともに、周りの人に配慮するためのルールを作ることが必要です。

- 災害が起きた時は、飼い主とペットが同行し、安全な避難所まで避難する「同行避難」が基本となります。同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務です。
- 避難所では複数の動物が同じスペースで過ごすことが想定されるため、飼い主は、平時からペットのしつけや健康管理、ワクチン接種等に努めるとともに、ペット用の備蓄品（少なくとも5日分）を準備しましょう。また、災害時には避難所におけるペット飼養マナーの遵守や衛生管理に努め、ペットによるトラブルを防止しましょう。
- 平時から関係部局同士で認識を共有するとともに、相互に連携し、受け入れ態勢の構築や、住民への周知を図りましょう。
※避難所ごとの避難スペースや施設ごとの事情等を踏まえ、事前にペット同行避難・同伴避難に係るルール（同居可、同居はできないが飼育スペースあり、車中泊避難を検討等）を決めておくことも重要です。
- 避難所担当職員等は、避難所での受付時に、ペット同行避難の場合は申告してもらい、ペットの飼養場所（ペットコーナー）を別に確保して、人が生活する場所と分けることが必要です。併せて、世話や餌やりは責任を持って飼い主同士で協力して行うよう周知しましょう。

※ペットの情報をカードに記録して持参してもらえると、受付やその後の管理がスムーズに進みます。環境省のリーフレットに様式が掲載されていますので、参考にしてください。

リーフレット「ペットも守ろう！防災対策」（平成29年9月環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2909a/pdf/full.pdf

- 避難所敷地内にペットを飼育するための場所を確保する際は、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等へ配慮しましょう。
- 平時から、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時におけるペット対策の意義を普及するとともに、ペットのしつけや避難用品・備蓄品の確保など、飼い主等に対し指導・普及啓発を行う必要があります。
- また、避難所の施設管理者やペットの飼養に係る担当職員等とペット受入に関して調整しておくとともに、民間団体・企業等との協定の締結等も検討しましょう。

【参考】

- 「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月環境省）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html
- 「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」
（令和3年3月環境省）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303b.html

11 避難所の解消に向けて

施設が本来の機能を取り戻し、避難者の自立の促すため、ライフラインの復旧を一つの目安として、できるだけ早く避難所を統合・解消していくことが必要です。

- ライフラインの復旧状況の周知にあわせ、避難者に落ち着き先の要望を聞きましょう。
- 避難者の要望に沿う形で住宅の応急修理の実施、公営住宅の活用、応急仮設住宅の設置などの支援を実施しましょう。
- 避難所の再編に際しては、学校以外の公共施設への集約を基本としますが、避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮する必要があります。
- 施設管理者との協議により避難所の解消予定日が決定したら、避難所内外に周知しましょう。

【資料 1】

災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ
(令和 4 年 4 月改定内閣府「避難所運営ガイドライン」より)

大項目/中項目		項目	準備段階		初動（発災当日）	応急期(3 日目まで)	復旧期(1 週間まで)
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1. 避難所運営体制の確立	●避難所支援班メンバーの選定（庁内・庁外） ●災害対策本部と避難所の連絡体制の確立	●避難所派遣職員が災害対策本部との通信訓練 ●各避難所に運営委員会を設置する ●避難所派遣職員が、災害ボランティア本部への派遣要請・調整業務を理解する	●災害対策本部で避難所支援に関する話し合いを開催（必要に応じNPO・ボランティア等の参画） ●食事数の把握・要請	●行政職員の応援要請 ●ボランティアの派遣要請	
		2. 避難所の指定	●災害想定に応じた避難所を確保 ●福祉避難所 / スペースの確保 ●被害想定に応じた備蓄物資計画を作成	●指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの揭示 ●協定等により支援専門職員を確保 ●飲料水・食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保		●指定避難所以外の避難所の把握 ●日帰りサービス施設等を確保 ●車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知を実施	
		3. 初動の具体的な事前想定	●避難所における二次被災可能性の確認を実施 ●避難所運営マニュアルを作成・訓練を実施	●延焼火災の危険性・可能性の確認 ●特殊ニーズ聞き取り票を作成 ●避難者、地域住民の役割分担を整理 ●女性の能力や意見を生かせる場を確保	●避難所開設前に二次被災可能性を確認		●備蓄物資を避難所へ配布
		4. 受援体制の確立	●避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定検討 ●災害ボランティアセンター設置の必要性を確認	●救護・巡回のための医師・看護師の要請 ●住民の受援力を高める施策を実施する		●多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ●行政職員の応援要請	
		5. 帰宅困難者・在宅避難者対策	●帰宅困難者対策の必要性を確認 ●在宅避難者の安否確認の方法を検討	●帰宅困難者への対応を企業等に要請	●帰宅困難者の誘導 ●在宅避難者の安否確認を実施	●在宅避難者への生活支援	
大項目/中項目		項目	準備段階	初動(発災当日)	応急期(3 日目まで)	復旧期(1 週間まで)	復興期
避難所の運営	基幹業務	6. 避難所の運営サイクルの確立	●避難所運営の実施手順の確立	●避難所の被害状況確認 ●危険個所のチェック ●立入禁止場所の表示	●避難所運営方針の決定 ●避難所運営ルールの確立 ●避難所運営会議（定例）を実施する（必要に応じNPO・ボランティア等の参画）		
		7. 情報の取得・管理・共有	●無線・衛星携帯電話等通信設備を確保 ●無線等情報機器のための電源を確保 ●マスコミ取材対応方法を検討 ●地域の被害状況の集約方法を検討	●避難所の周りの危険・被害を周知する	●避難者の安否照会対応（外部からの問合せ） ●避難所の開設状況を周知する ●災害対策本部からの情報周知 ●マスコミ対応	●携帯電話・スマートフォンの充電手段確保 ●ライフラインの復旧情報の確認・提供 ●生活支援情報を仕分け、わかりやすい揭示をする ●在宅避難者への支援情報の発信 ●見やすい揭示を心がける ●地域の被害状況を集約	
		8. 食料・物資管理	●物資供給計画の作成 ●在宅避難者用物資の配布体制を確保	●地域資源（食料）の活用 ●備蓄物資の配布	●避難所・在宅避難者別に必要食数の報告 ●食料の数量管理、衛生的な保管状態	●炊出し実施のための調理器具や食材 ●温かい食事の提供 ●栄養面に配慮した食事の提供 ●在宅避難者への食料・物資配布 ●個人属性に応じた栄養面への配慮	
		9. トイレの確保・管理	●災害用トイレの確保・管理計画を作成 ●災害時の水洗トイレの使用ルールを作成 ●汲み取り業者との協定締結 ●手洗い用の水・石鹸を確保 ●備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	●既設トイレの使用可能な個室（便器）を確認 ●生理用品等を確保する ●トイレの使用ルールの周知・揭示 ●手指消毒液を確保 ●防犯対策としてトイレの中と外に照明を設置	●使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所を確保する ●避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する ●トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握	●高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する ●トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する ●感染症が出た時の専用トイレ確保 ●人口肛門・人口膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する	
		1 0. 衛生的な環境の維持	●ゴミの集積場所を決める ●食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	●手洗い方法の周知徹底		●トイレの衛生的な管理、汚物の回収 ●ハエ・蚊等の害虫対策 ●炊出し等調理する人の健康チェック	
	健康管理	1 1. 避難者の健康管理	●避難者の健康管理シートの作成 ●感染症予防の重要性を確認 ●感染症対策の準備	●感染症への対応（感染症の予防） （新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ●避難所の換気	●暑さ・寒さ対策	●心のケア専門職によるボランティアの巡回・派遣体制 ●持病への対応（持病の悪化防止） ●健康相談窓口の確保（健康相談・管理）	
		1 2. 寝床の改善	●床に直接寝ることで病気になる可能性を知る	●毛布の配布	●段ボールベッド等簡易ベッドの設置		
		1 3. 衣類		●避難者の属性に応じた下着類の確保	●体や季節に合った衣類の確保	●洗濯場（洗濯機・乾燥機）の確保	
	よりよい環境	1 4. 入浴	●旅館・銭湯など民間事業者との協定締結	●水害・土砂災害などで汚水に侵された時は汚れ落としを実施		●シャワーや風呂の確保	
		1 5. 配慮が必要な方への対応	●避難者の滞在可能性の検討を実施する （配慮が必要な人の避難所での滞在可能性検討）	●配慮が必要な人の把握 ●福祉避難所の開設 ●要配慮者スペースの設置	●避難者同士の見守り体制を確保する ●外国語の対応	●施設、病院への入院、入所の検討 ●心のケア啓発活動等 ●福祉避難所へ移動・専門施設への入所を検討 ●ボランティアニーズの把握	
ニーズへの対応	要配慮	1 6. 女性・子どもへの配慮	●女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきことを確認	●授乳室/スペースの設置 ●女性特有の物資(生理用品等)の確保		●安心して話せる場所の確保	
		1 7. 防犯対策	●地域の防犯対策を実施する	●自衛(夜間一人では行動しない)	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設	
	安全安心	1 8. ペットへの対応	●ペットの滞在ルールの確立を検討する		●ペットの滞在ルールの確立		
		1 9. 避難所の解消に向けて	●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化		●退所目途の把握	●生活再建支援情報の周知 ●避難者の状態に応じて二次避難所（ホテル・旅館等）への移動 ●学校の場合授業再開に向けた話し合い ●避難所の解消日を検討・周知	

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の市町村によって異なる

【資料 2】

避難所運営業務のための連携協働体制（例）

（令和 4 年 4 月改定内閣府「避難所運営ガイドライン」より）

避難所運營業務のための連携協働体制(例)

役割分担凡例
★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先

大項目	中項目	担当 項目		市町村災害対策本部・避難所支援班																				各避難所の運営本部									
				防災担当	福祉総括担当	災害救助法所管担当	障害者担当	高齢者担当	母子・乳児担当	外国人担当	男女共同参画担当	保健担当	医療担当	上水道担当	浄化槽・し尿処理担当	下水道担当	衛生（ゴミ処理）担当	ペット対策担当	商工担当（物資担当）	防犯担当	ボランティア担当	営繕・建築担当	教育委員会（施設の事務局）	施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援職員	都道府県	警察	避難者（在避難所）	地域住民（支援者）	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会（災害ボランティア本部）
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1	避難所運営体制の確立	★	★	○	○	○	○	○	○	◎	◎		◎	○	◎		○	○	◎		○	★	◎		○	○		◆	◆	◆	◆
		2	避難所の指定	★	◎					○	○	○	○						○		○		○	○	○		○			◆	◆	◆	
		3	初動の具体的な事前想定	★	○					○	○	○	○						○		○	○	◎	○	★				◆		◆	◆	
		4	受援体制の確立	★	◎					○	○		○					○			★			○	★	○	○		★	◆		★	★
		5	帰宅困難者・在宅避難者対策	★	○					○	○														○	★		○	○				
避難所の運営	基幹業務	6	避難所の運営サイクルの確立	◎	★	○	○	○	○	○	○	○						○		○		◎	★	★	○			★	★		◆	◆	
		7	情報の取得・管理・共有	★	○	○	○	○	○	○												○	○	★	○	○		◆	◆		◆	◆	
		8	食料・物資管理	○	○			○	○			○						★						○	◎	○	○		★	◆		◆	◆
		9	トイレの確保・管理	◎		○	○	○	○	○	○	◎		○	★	★	◎		○	○		○	○	◎	◎				★	◆		◆	
	健康管理	10	衛生的な環境の維持	◎		○					★	○	○	◎	◎	○	○	○					◎	○	○	○		★	◆	◆	◆	◆	
		11	避難者の健康管理	○		○			○	○	○	★	★				○							○		○	○		◆		◆	◆	
		12	寝床の改善			○		○				○	○						○												★		
	よりよい環境	13	衣類			○					○	○						★															
14		入浴		○	○						○	○						★								○					◆		
ニーズへの対応	要配慮	15	配慮が必要な方への対応	○	★	○	★	★	★	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○		○		★	◆	◆	◆	◆	
		16	女性・子供への配慮		★		○		★			○	○							○				○		○		★	◆	◆	◆	◆	
	安心安全	17	防犯対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	★	★	○	○	○	★		○	○	★	◆		◆	◆	
		18	ペットへの対応														★			○				○	○			★			◆	◆	
避難所の解消			19	避難所の解消に向けて	★	★		○		○	○					○	◎		○	◎	○	★	◎	○	○		★	◆			◆		

注意事項

○大規模災害時の市町村災害対策本部の業務の中で、避難所運営に関連する業務を19項目に分けて記載しました。市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し使用してください。

○市町村災害対策本部・避難所支援班の担当は、市町村の通常業務の担当(課)をイメージしています。これは、災害対策本部設置時の所掌事務で担当を割り振ろうとすると、平常時に用意しておくべき帳票の作成や管理等を、各担当職員が自分の役割として認識できない恐れがあるためです。

○各項目に、主担当、担当、支援に分けて記載することにより、その業務を行うためには、多数の部署(担当)が関わることが一目でわかります。また、支援担当となった担当は何を支援するべきかを考え、行動することも可能となります。

【資料 3】

要配慮者に応じた対応（例）

要配慮者に応じた対応（例）

○ひとり暮らし高齢者

- ・ 不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。
- ・ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。
- ・ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

○寝たきり高齢者

- ・ 援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。

○認知症高齢者

- ・ 急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。
- ・ 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○視覚障害者

- ・ 本人の意向を確認の上、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。
- ・ 視覚障害者には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。
- ・ 情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にすることが必要である。
- ・ 特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供することが望ましい。
また、必要に応じてボランティアを配置するほか、点字器等を設置することが望ましい。
- ・ 点字や拡大文字のほか、指点字、触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。
- ・ 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。
- ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○聴覚障害者

- ・ 聴覚障害者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示する。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。
- ・ 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者等の配置に努める。
- ・ 手話通訳や要約筆記の必要な者同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○盲ろう者

- ・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。
- ・必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。
- ・指点字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。

○肢体不自由者

- ・車椅子が通れる通路を確保する。
- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。
- ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。
- ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○内部障害者

- ・常時使用する医療機器や薬を調達し、支給する。
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する。
- ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。
- ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける必要がある。
- ・各種装具・器具用の電源確保が必要である。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の舗装具が必要である。
- ・食事制限の必要な者を確認する。

○難病患者・人工透析患者

- ・市町は、避難誘導、搬送方法を事前に県、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく必要がある。
- ・難病患者について、疾患に応じた必要な医薬品の確保、配布など医療の確保を図る必要がある。
- ・人工透析患者については、透析医療の確保を図ることが必要である。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）
- ・人工呼吸器装着者について、電力の停止が生命に直結することから、最優先の救援を必要とする。
- ・緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。

○知的障害者

- ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
- ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要となる。・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える必要がある。

○精神障害者

- ・災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。
- ・医療機関との連絡体制の確保が必要である。
- ・精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。
- ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。
- ・精神障害者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要である。

○妊産婦

- ・保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。
- ・十分な栄養（栄養食品等）が採れるようにすることが望ましい。
- ・居室の温度調整（身体を冷やさないように）をすることが望ましい。

○乳幼児、児童

- ・育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげることが望ましい。
- ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定を図られるよう配慮する。
- ・乳児に対する、授乳場所、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。
- ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要である。

○食物アレルギーを有する者

- ・避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や、アセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- ・避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるよう努める。

○外国人

- ・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要である。
- ・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要である。

※避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、女性や子供、脆弱な状況にある人々等、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましい。

【資料 4】

避難所における感染症対策（例）

避難所における感染症対策（例）

I 基本的な考え方

災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症等の流行状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となる。

国の技術的助言、避難所運営マニュアル、訓練や研修、実際の開設・運営事例等を踏まえながら、避難所や地域の状況に応じた対策を行うものとする。

1 避難所における密集を避ける

- 可能な限り、多くの避難所を開設
- 安全な親戚や知人宅等への避難
- 避難所のレイアウトの見直し

2 基本的な感染症対策の徹底

- 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- 十分な換気の実施、スペースの確保等
- 発熱等の症状が出た者のための専用スペースの確保
- 避難所の衛生環境の確保（共用部分の消毒等）

II 段階別の対策

事前、避難所開設時、避難所運営時の段階に応じた対策が考えられる。研修や訓練等を通じ、具体的な対応を確認しておくことが有効である。

1 事前対策

- 避難所開設前から準備、検討が必要な対策例
 - ・住民への広報・啓発
 - ・避難所の密集対策
 - ・感染症対策に必要な物資の準備

2 開設時の対策

- 開設から避難者の受入れにおいて必要となる対策例
 - ・レイアウトに基づく開設
 - ・避難者の受入れ対応
 - ・避難者への注意事項等の周知

3 運営時の対策

- 避難所を運営している段階において必要となる対策例
 - ・感染症防止への協力依頼（避難者への周知）
 - ・健康確認（体調確認）
 - ・運営上の留意点（定期的な換気、消毒等）

III 対策例と事例

以下のとおり、対策例と具体的な事例等を整理した。

1 事前対策

(1) 住民への広報・啓発

感染症を拡大させないよう、安全な避難先の確認や感染症対策への協力等を広報する。

ア 安全な避難先（避難（場）所）の確認

- ハザードマップの確認
- 災害の危険性のない親戚・友人宅等への避難の検討
- 最新の避難場所、避難所開設情報の確認（通常の災害時とは異なる避難所を開設する場合があるため）

【開設・運営時の対応事例等】

■住民からの問い合わせ・相談

- ・避難先の検討や必要な備え等について、住民からの問い合わせが増えることも想定される。
- ・このため、住民に対する平時からの啓発や大雨などの際の情報発信を適切に実施する必要がある。
- ・また、住民が多様な避難先へ避難することも想定されるため、避難者の状況把握や情報発信の際には、注意する必要がある。

➤ 実施事例等

- ・平時からの啓発や、様々な情報提供手段（HP、メール、SNS等）を用い、住民に対する情報発信を実施。
 - ✓ ハザードマップを踏まえた安全な避難先の検討（親戚、友人宅等を含む）
 - ✓ マスクや体温計等の可能な限りの携行を呼びかけ
 - ✓ 早めの避難の呼びかけ
 - ✓ 避難所での注意事項、協力依頼事項の周知

イ 非常持出品の確認・携行

- 通常の非常持出品とあわせて、可能な限り、マスク・消毒液・体温計などを携行

ウ 避難所での過ごし方

- 身体的距離の確保、手洗いや咳エチケットの徹底
- 避難所での感染症対策への協力依頼
 - ・換気、スペースの確保、検温、問診等への協力

【取組事例】

- ・ハザードマップの確認、知人宅等を含む避難先の確認、マスク等の持参について、住民へ周知
- ・市町 HP、広報誌、ラジオ、防災行政無線等の様々な手段を活用して周知

(2) 避難所の密集対策

避難所における密集を避けるため、可能な限り多くの避難所の開設や、避難スペースの拡大等を図る。通常よりも多くの避難スペースを確保することで、避難所内での集団感染の発生を避ける対策をとる。

施設の状況に応じ対策を検討する必要がある。

ア 現状の確認

- 通常時の避難所開設数、収容者数、レイアウトの確認

イ 避難所開設方法の検討

- 当初から、可能な限り多くの避難所の開設を行う（開設順等の見直し）
- 避難所内の追加スペースの確保（通常使用していない部屋、普通教室等の活用を検討）
- 指定避難所ではない公的施設等の活用

【開設・運営時の対応事例等】

■多くの避難者が生じることを想定した対応

- ・避難者が集中することも想定し、避難所における円滑な受け入れ対応を行う必要がある。

➤ 実施事例等

- ・避難所担当課（本部）と避難所運営職員の連携の下、避難者の状況や今後の予測等に基づき、事前に選定していた別の避難所を開設し、避難者の安全を確保した。
- ・避難者が増えることを想定し、早期に新たな避難所を開設する準備を整えていた。
 - ✓ 過去の実績等を踏まえ、事前に避難所の開設ルールを検討（開設順・開設方法、情報発信方法、本部と避難所運営職員の連絡体制等）
 - ✓ 避難所運営職員と避難所担当課の連携の下、順次、避難所を開設し、避難者の受入れを実施
 - ✓ あらかじめ自主防災組織等と連携し、レイアウトを作成
 - ✓ 様々な情報提供手段を用いた避難所情報の発信や避難誘導

ウ 避難所のレイアウトの見直し

- 1人当たり面積の拡大
- 発熱や咳等の症状のある方専用のスペースを確保
- 専用スペースと居住スペースの動線等を分ける
- 受付、トイレ、物資配給時に密集にならない工夫
- 間仕切り等を活用

【取組事例】

- 避難所において、開設のシミュレーションを実施し、レイアウトや1人当たりスペースを検討
- 自主防災組織等と連携し、レイアウトを作成

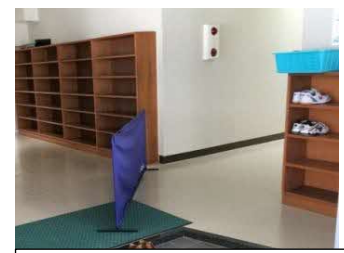
- 通常は、市町有施設から開設しているが、感染症対策として、当初から別の施設も開設する
- 避難状況を踏まえ、早い段階から避難所の追加開設を検討
- 避難指示等を発令した地域に隣接する地域の避難所を開設する
- 1人当たり面積の拡大
 - ・1人当たりスペースを拡大し、通路確保
 - ・受入時に混乱しないよう、椅子やテープ等で距離の目安等を示す
- 複数の部屋がある避難所を選定し、確保
- 運営の手引きとして、要配慮者用・体調不良者用スペース作成済み施設は、そのレイアウトをベースに検討
- 学校の普通教室（避難スペースとしていない部分）など、通常使用していないスペースの利用を検討・調整



スペース拡大
収容者数を推計
※受入時に混乱しないようテープ
やイス等で目安を示す(例)



スペース拡大
収容者数を推計
※受入時に混乱しないようテープ
やイス等で目安を示す(例)



動線を分ける(例)

(3) 感染症対策に必要な物資の準備

感染症対策に必要な物資の手配、備蓄を進める

ア 予防・健康管理用物資

- マスク、間仕切り、非接触式体温計、体温計、問診票、消毒液(手指)等

イ 消毒用物資

- 液体石けん、除菌用ウェットティッシュ、ペーパータオル、消毒液（手指）、手すり・ドアノブ等に使用する消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）、家庭用洗剤、新聞紙（吐物処理用）、バケツ、ゴム手袋、ビニール袋、使い捨てエプロン等

ウ スタッフ用物資

- マスク、フェイスシールド、非接触型体温計、ゴム手袋、消毒液(手指)等

エ その他

- 段ボールベッド、ゴミ袋、ジップロック袋、問診票、案内表示、ポスター（手洗い、咳エチケット、体調不良時の申出等の周知）、区割りに使用する養生テープ、受付用鉛筆（使い捨て）、簡易テント、簡易トイレ 等

【取組事例】

- 追加調達した備蓄の調達（上記以外）

- ・畳マット（体育館等のフロアを居住スペースで有効活用）
- 避難者名簿に体温や健康状態の記入欄を追加
- 避難者の状況を踏まえた、各避難所への追加の物資搬送方法の確認
- 住民に、マスクや体温計等の持参を呼びかける



備蓄物資の確認



備蓄物資の追加

2 開設時の対策

（１）レイアウトに基づく開設

あらかじめ検討したレイアウト、1人当たりスペースの基準等に基づき避難所の開設を行う。（施設の状況に応じて対応を検討）

- 受付等を行うスペースを設定
- 居住スペース、専用スペースの設定
 - ・養生テープ等を使用し、区割りや立ち位置等を明示
 - ・避難者に目安を示す（居住スペース、受付等の立ち位置）
- 消毒液、配布用マスクの配置、間仕切りの設置

【取組事例】

- スペースを決め、養生テープなどで避難スペースを明示
- 検温・問診用スペース、消毒ブースを確保
- 発熱等の症状がある方のための専用スペースの確保
- 受付を行う職員は、マスクやゴム手袋等を着用
- 避難者用名簿（問診・体温欄あり）を準備
- 感染症対策に必要な物資の準備

【開設・運営時の対応事例等】

■密集が想定される場面を想定した対応

- ・手指消毒、受付、検温スペース、トイレ、物資配布スペースなどでは、避難者の状況によっては、密集することも想定される。
- ・このため、密集しやすい場所やタイミングを想定し、身体的な距離を確保するために、必要な対策を行う。

➤ 実施事例等

- ・避難所のレイアウトや動線等の検討
- ・自主防災組織等と連携し、開設シミュレーションの実施
- ・案内表示、検温等の予告表示、注意事項の掲示
- ・避難所開設訓練の実施

(2) 避難者の受入れ対応

受付で体調等を確認するなどし、スペースに誘導する。

○出入口で手指の消毒を徹底

○検温や問診等に基づく、誘導

・発熱や咳等がある → 専用スペース

・上記以外 → 居住スペース

○受付時に行列ができないようにレイアウトを工夫

○受付を行う職員は、マスク等の着用を徹底

【取組事例】

○検温や健康状態の聞き取りを行う

○非接触型の体温計で迅速に検温する

○マスクを配布

○避難者の状況に応じスペース誘導

○風邪症状や発熱等のある方を受け入れる場合は、あらかじめ用意した個室に誘導（避難者名簿に記載。動線を分ける）

○妊婦や基礎疾患のある要配慮等は、感染時の重症化を防ぐためホテル等に誘導する（移動が困難な場合は、避難所内に要配慮者用テントを設置し案内する。）

(3) 避難者への注意事項等の周知

レイアウトや避難所における感染症対策等、避難者に注意事項を周知する。スペースの使い方が通常時とは異なること等を周知する。

○手洗いなど基本的な感染症対策の徹底

○1人当たりスペースや動線等の注意事項を周知（養生テープで示された位置の目安の確認等）

【取組事例】

○受付等で、身体的距離の確保や避難所のルール等を周知

○定期的な手洗いや咳エチケットの徹底を周知、注意事項の張り紙



消毒や検温を徹底



要配慮者用テント



個室を活用し、スペースを確保

【開設・運営時の対応事例等】

■多くの避難者が生じることを想定した対応

- ・避難者が集中することも想定し、避難所における円滑な受入れ対応を行う必要がある。
- ・手指消毒、検温、体調確認、受付、誘導等を円滑に実施できるよう、施設の状況や運営体制を踏まえ、受入れ誘導するための流れを確認する。

➤ 実施事例等

- ・避難所のレイアウトや動線等の検討
- ・自主防災組織等と連携し、開設シミュレーションの実施
- ・避難所開設訓練の実施や避難所運営職員への研修等を通じ、対策の実効性を高める
- ・受入時に避難者へ注意事項や手続きについて、周知
- ・案内表示、検温等の予告表示、注意事項の掲示

3 運営時の対策

(1) 感染症対策への協力依頼

身体的距離の確保や、手洗い等の徹底など、避難者に対し感染症対策への協力を依頼する。

○人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける

- ・検温、手指消毒、受付、物資配布時、トイレ等での行列に注意が必要

○手洗い、マスクの徹底、毎日の体調確認

○検温や問診等への協力

【取組事例】

○受付等で、身体的距離の確保や避難所のルール等を周知

○手洗いの徹底など、感染症対策のチラシを掲示する

○マスクを配布

【開設・運営時の対応事例等】

■車両避難者への対応

- ・駐車スペースがある場合は、避難者の状況等から、車両避難者が来所することも想定される。
- ・車両避難は、道路の冠水による水没の危険、道路の寸断、渋滞等が想定されることに留意する必要がある。

➤ 参考

- ・車両避難の注意事項や、駐車時の周囲の状況（水没の危険性等）確認などを周知する。
- ・基本指針 P27～28「6 避難所外避難者への対応」の内容を参考に、健康状態の把握や情報発信に努める。

(2) 健康確認

検温や保健師の巡回など、避難者の健康確認を行う。

- 体調不良時の申出について避難者依頼・チラシを掲示
- 定期的な検温や問診を実施
- 保健師等の巡回により、健康管理に努める
- 体調不良者は、必要に応じて、医療機関を受診（連絡先等を整理しておく）
- 熱中症対策にも留意

【取組事例】

- 定期的に検温を行い、発熱時、体調不良時には職員に報告を求める
- 保健師の巡回を行う（健康福祉部局と事前に調整）
- 手洗いの徹底など、感染症対策のチラシを掲示する

(3) 衛生管理等

換気や共用部分の消毒など、避難所の衛生管理の徹底を図る必要がある。
必要に応じて、避難者に協力を依頼する。

- 消毒液を設置
- 定期的に換気をする
- 手すりやドアノブ等を定期的に消毒する
- トイレや洗面所
 - ・トイレや洗面所を定期的に清掃、消毒する
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
 - ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備
 - ・共通のタオルは禁止
- 休憩スペース・共有スペース
 - ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を回避
 - ・休憩スペースは、常時換気するよう努力
 - ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ゴミの廃棄
 - ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉
 - ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
 - ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い
- 食事時間の分散、食事中的会話をできるだけ控えるよう周知

【取組事例】

- 手指用消毒液や消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を準備
- 定期的に換気をする
- トイレなどの共用スペースの清掃、消毒を徹底する

- 定期的に手すりやドアノブの消毒を行う
- タオルの供用を禁止し、使い捨てのペーパータオルを使用する
- 開設した各避難所における担当職員数を増員

(4) 保健所や医療機関との連絡体制

あらかじめ保健所や医療機関等との連絡体制を確認しておく。

【取組事例】

- 保健所や医療機関の連絡先を確認
- 対応に関し、庁内保健福祉部局や保健所と事前相談を実施

IV 避難所担当職員への周知

避難所における感染症対策等について避難所担当職員へ周知する。

必要に応じて、施設管理者や自主防災組織、防災士、地域住民等への周知や、避難所運営に関する協力依頼を行う。

また、マニュアルの習熟や対策の実効性を高めるため、避難所開設運営訓練を実施することが有効である。

【取組事例】

- 対応マニュアルを作成
- 避難所のレイアウトを作成
- 運営方法等を研修で担当者に周知徹底
- 避難所開設訓練やシミュレーションを実施

【開設・運営時の対応事例等】

■自主防災組織や防災士、地域住民等と連携した避難所運営

- 状況に応じて、自主防災組織や防災士、地域住民の協力を得ながら、避難所開設・運営を行うことが有効。
- 関係者（市町・施設・住民等）で避難所の運営方法、ルール、レイアウトなどを取りまとめた避難所運営の手引きを作成し、共有しておくことが、円滑な運営につながる。

➤ 実施事例等

- ・自主防災組織等と連携し、避難所開設シミュレーションやレイアウト作成を実施
- ・あらかじめ作成したマニュアルや避難所のレイアウトに基づき、自主防災組織、防災士等と連携した避難所開設・運営を実施

■大規模災害時、避難生活が長期化した場合の受援体制

- 避難所運営が長期化した場合等には、被災市町だけでは避難所運営が困難となる場合も想定されるため、受援体制の構築が必要。

➤ 参考

○基本指針 P17「4 受援体制の確立」を参考に、必要な受援体制の構築を進める。

■ 避難所開設・運営訓練の実施

○マニュアルの習熟や対策の実効性を高めるため、避難所開設運営訓練を実施することが有効。

○訓練内容は、避難所の運営体制、マニュアル、施設の構造等に応じて検討する必要がある。

○円滑な避難所開設・避難者の受入や、避難所の密集対策等のために、次の点を確認しておくことが考えられる。

- ✓ 避難所のレイアウトの確認、チェックリスト等の確認
- ✓ 間仕切り、段ボールベッド等の設営訓練（設営の流れや実際に設営した上でのレイアウト・動線の確認）
- ✓ 受付の場所、体調確認の方法、検温、動線、身体的距離等の確認（避難者が多数避難してきた場合を想定し、確認）
- ✓ 避難所開設、受入、誘導の一連の流れの確認
- ✓ 密集が想定される場所やタイミングの確認（体調確認・検温、受付、トイレ、物資配布等） 等

➤ 実施事例

○マニュアル等に基づき、避難所運営訓練や開設シミュレーションを実施

V 参考（主な検討項目例）

事前対策	開設時の対策	運営時の対策
○住民への広報 □安全な避難先の確認 ハザードマップの確認、知人宅等への避難 □非常持出品の準備 マスク、消毒液の携行 □避難所での過ごし方 身体的距離の確保、手洗い ○避難所の密集対策 □現状の確認 避難所収容者数、レイアウト □避難所の開設方法の検討 通常よりも多く開設 □避難所のレイアウトの見直し □避難所のレイアウト作成 □1人当たり面積の変更 □体調不良者用スペース確保 ○必要な物資の準備 □予防、健康管理（マスク、体温計） □消毒（消毒液、液体石けん） □職員用備品（マスク）	○レイアウトに基づく設営 □受付、検温スペース □居住スペース、専用スペース □区割り、間仕切りの設置 □消毒液等の配置 □注意事項、案内表示等の掲示 ○避難者受入れ □検温や問診 □状況に応じた誘導 □受付で行列を作らない配置 □受付職員のマスク、手袋着用 ○避難者への周知 □生活ルール □マスク、手洗いなどの徹底 □1人当たりスペースや動線等	○感染症防止の呼びかけ □ポスター等で注意事項等を周知 ○健康確認 □体調不良時の申出 □定期的な検温や問診 □保健師の巡回 □医療機関との連携 ○衛生管理 □消毒液の設置 □定期的な換気 □手すり等の定期的な消毒 □トイレ等の定期的な清掃、消毒 □食事時間の分散等 ○保健所や医療機関との連絡体制 □連絡体制の確認 ○地域住民等との連携 □自主防災組織、防災士、地域住民の協力を得た運営

新型コロナウイルス感染症を拡大させないよう 感染症対策へのご協力をお願いします

大雨などの際、**危ないと感じたら
早めに避難しましょう**

安全な避難先（避難（場）所）の確認

- 避難先は、避難所（小中学校や公民館等）ではありません。
- **災害の危険性のない安全な場所に避難**することも考えてみましょう。
例えば、安全な親戚宅や友人宅への避難、安全な建物の2階以上、
崖から離れた部屋や2階以上 など。
- まずは、**ハザードマップを確認**しましょう。
- 災害時には、最新の避難場所・避難所の開設状況を確認しましょう。

●●市(町)ハザードマップ

検索



国土交通省
重ねるハザードマップ

非常持出品の確認・携行

- 通常の非常持出品とあわせて、**マスク・消毒液・体温計**をできるだけ
携行してください。

避難所での過ごし方

- 避難所での感染症対策にご協力をお願いします。

身体的距離の
確保

手洗いや
咳エチケット

定期的な
換気

- 体調確認や検温などにご協力をお願いすることがあります。

参考（「新しい生活様式」の実践例）

厚生労働省HP「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

新型コロナウイルス感染症を拡大させないよう 感染症対策へのご協力をお願いします

個人で対策を徹底

- 人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空けましょう
- マスクを着用しましょう
- 定期的に手洗い、手指の消毒をしましょう
- 毎日、体温・体調を確認しましょう
 - ・発熱等がある場合は、避難所担当者にお知らせください

身体的距離の
確保

手洗いや
咳エチケット

体調確認

避難所での過ごし方

- 体調確認や検温などにご協力をお願いすることがあります
- 可能な範囲内で、避難所運営のご協力をお願いします
- 定期的に換気しましょう
- ドアノブ等の共有部分の消毒やトイレの清掃にご協力をお願いします
- マスクなど、ゴミは各家族で、ゴミ袋の口を縛って捨てましょう

定期的な換気

ドアノブ等の
消毒

トイレの清掃

参考（「新しい生活様式」の実践例）

厚生労働省HP「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」

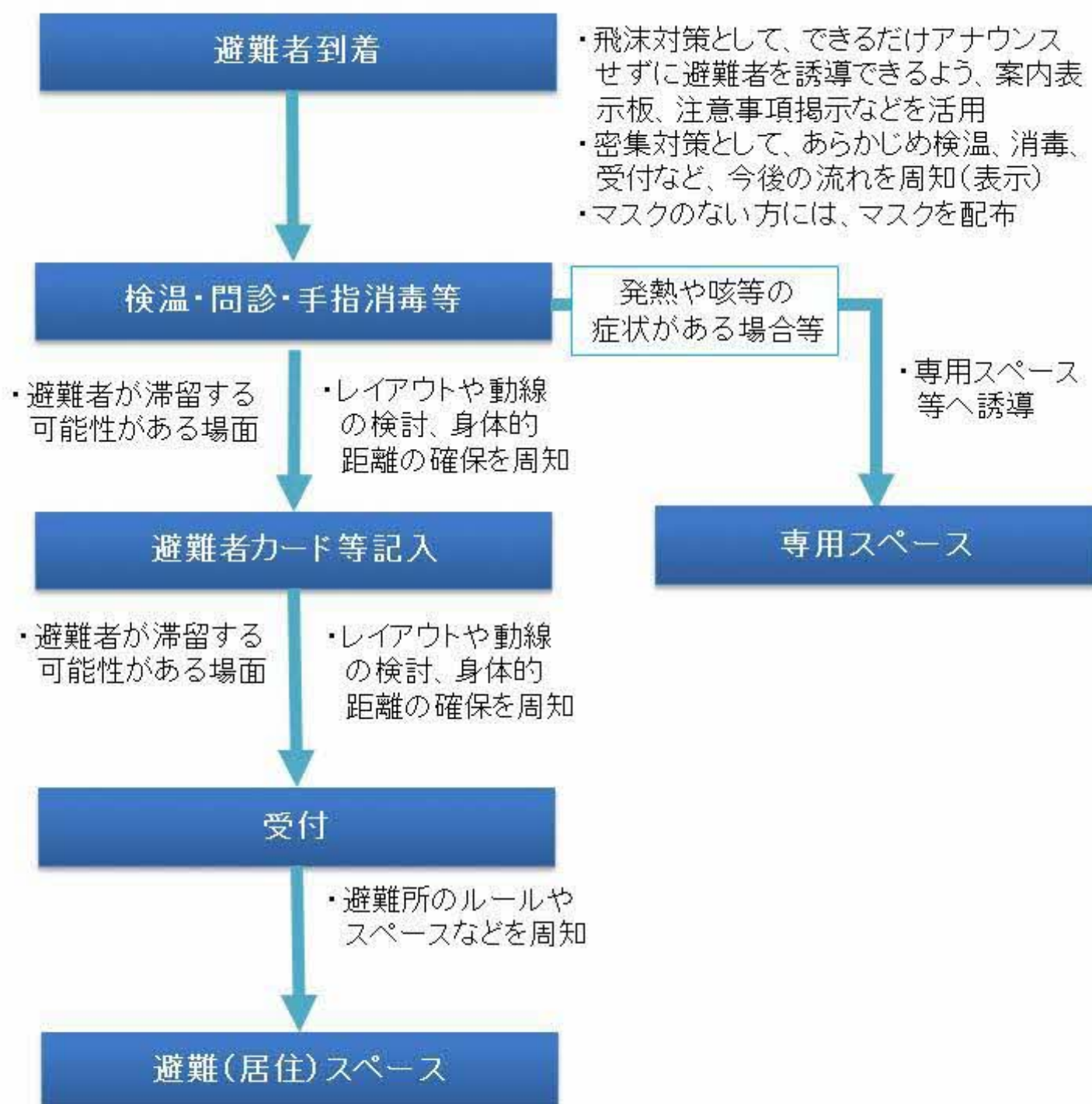
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

<参考資料>厚生労働省 災害時における避難所での感染症対策資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

避難者の受入手順(例)

- 避難所の状況等を踏まえながら、円滑な受入ができるよう、あらかじめ手順等を確認しておくことが有効(以下は、一例)
- 身体的距離の確保など、住民への注意事項の周知が重要



※避難所の状況等を踏まえ検討する必要がある。

【資料 5】

「車中泊者の把握」に対応する避難者名簿（例）

- ・ 参考様式 1 避難者カード
- ・ 参考様式 2 避難者名簿
- ・ 参考様式 3 避難者用受付済カード
- ・ 参考様式 4 巡回用ヒアリングシート
- ・ 参考様式 5 被災者アセスメント調査票

使用例を参照の上、各市町における地域の実状など、必要に応じて加工してご活用ください。

※本様式は、熊本地震での課題を踏まえ整理したものです。

特に車中泊者の情報管理は、通常の避難者と同様、避難所の名簿での情報管理を基本とした上で受付や巡回を行うことにより把握する必要があります。

様式作成上のねらい・使用例など

<共通>

- ・記入項目は最小限とし、確認項目は選択式とするなど記入時間を短縮
- ・最終的には避難者名簿（様式2）を中心とした情報管理を行う

◆参考様式1：避難者カード

○避難訓練等の機会を通じて各世帯に事前配布を行い、世帯主や氏名等について各世帯で予め記入（避難所受付の混雑回避）。

<使用例>

○様式の記入者

- ・実線内 → 避難者（未記入部分は受付対応者）
- ・点線内 → 避難所受付対応者（避難所名簿の採番、転記を管理）

○避難所受付においては、受付スペース、記入スペースを分ける。

◆参考様式2：避難者名簿

- ・避難所内避難者、車中泊者、在宅避難者は別々に管理する

<使用例>

○受付時は、名簿の採番のみ行う

- （1）避難者カードを受け取り、内容を確認
- （2）避難者カードの宿泊場所によって、名簿の種類を区分
（下記「名簿 No」参照）
- （3）避難者名簿の連番部分のみ記入（採番）、同じ番号を避難者カードに記入
～以下、時間が空いたとき～
- （4）避難者カードの内容を転記し、避難者カード内の右下（転記確認欄）にチェックを入れる。

*「名簿 No」「連番」の記載例（各様式共通）

・「名簿 No」

避難者カード内の「宿泊場所」の回答などに応じて、避難所内の避難者、車中泊者、在宅避難者で採番を分ける。

- 例) A001～ 避難所内避難者用
B001～ 車中泊者
C001～ 在宅避難者

・「連番」

避難者カードの人数分の番号を名簿に採番し、世帯主の連番を避難者カードに転記（例） A001-1

◆参考様式 3：受付済カード

- ・車中泊者用、避難所内避難者用などの用途に応じて印刷サイズを変更
- ・「受付済証」（表面）と「注意事項等」（裏面）を兼ねることで、避難者の手元に保管されやすい（ビラ配布は、紛失等により注意喚起につながらない場合がある）
- ・物資（食事）配布時、避難者に受付済カードの掲示をさせることで未受付の人を判別
- ・退去時に返却させ、名簿と突合させることで、退去者の管理が可能

<使用例>

○次の2種類を予め準備する。

A4 両面・・・・・・・・・・車中泊者用

A5～A7 両面又は2つ折り・・・・避難所内避難者携帯用

※避難所名や避難所・市の窓口の連絡先などの項目は、あらかじめ記入した状態で作成する。

※避難者携帯用として使用する場合は、裏面の1行目（車内掲示）の項目は不要

※[応用]名札ケースなどに入れ、携帯型の受付済証として使用する。

○避難所の受付などで名簿 No・番号を記入し、避難者に配布する。

○巡回時に配布する場合は「巡回（日付、担当者名）」で発行

◆参考様式 4：ヒアリングシート

- ・屋外での記入となるため、文字・記入欄を大きめに作成
- ・定期的に確認を実施するための管理欄（日時・対応者）を設定
- ※避難者側に無用な警戒をさせないように、緊急連絡先は原則聞かない。

<使用例>

○巡回や訪問を実施する者が使用

○名簿 No・番号は、避難所に戻ってから名簿転記時に記入。

○記入済のヒアリングシートは、次回巡回時にも使用できるよう、地域別などに分けて管理する。

○特に引き継ぎが必要な情報等があれば、裏面や別紙等に記載

◆参考様式 5：被災者アセスメント調査票

- ・被災者に関して、医療、保健、福祉など各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項をとりまとめたもの。詳細については、下記通知を参照。
「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000967738.pdf>

参考様式 1

名簿 No・連番 (世帯主)

A001-1

避難者カード (避難所受付用)

避難日時	〇〇月〇〇日 20時00分		自治会名	滝町
世帯主 (○記入)	氏 名	年齢	性別	住 所
○	山口 太郎	40	男	滝町1-1
	山口 花子	40	女	
	山口 一郎	10	答えたくない	

●緊急時連絡先 (携帯電話番号等) . . . 【 090 - XXX - XXXX 】

●避難理由 (○記入) ⇒ ・☒ 自宅損壊 ・水道・電気等被害 ・避難指示等発令 ・その他 ()

●車で避難された方 ⇒ 車両ナンバー (山口 500 あ 0001) 例 「山口 300 や 1111」

●宿泊場所 (○記入) ⇒ ・避難所内 ・☒ 車内 ・自宅 ・その他 ()

※ (名簿担当者) 避難所名簿への転記チェック ⇒ ☐

名簿 No・連番 (世帯主)

C001-1

避難者カード例 (避難所受付用)

避難日時	月 日 時 分		自治会名	
世帯主 (○記入)	氏 名	年齢	性別	住 所

●緊急時連絡先 (携帯電話番号等) . . . 【 - - 】

●避難理由 (○記入) ⇒ ・自宅損壊 ・水道・電気等被害 ・避難指示等発令 ・その他 ()

●車で避難された方 ⇒ 車両ナンバー () 例 「山口 300 や 1111」

●宿泊場所 (○記入) ⇒ ・避難所内 ・車内 ・自宅 ・その他 ()

※ (名簿担当者) 避難所名簿への転記チェック ⇒ ☐

参考様式 2

避難者名簿

名簿No.: B001

避難所名等: ○○公民館

連番	世帯番号	氏名	年齢	性別	自治会名	住所	到着日時 (受付日時)	帰宅日時 (転出日時)	車中泊 (ナンバー)	緊急連絡先	備考
1	1	山口太郎	40	男	滝町	滝町1-1	〇〇月〇日 20:00		山口 500 あ0001	090-XXXX-XXXX	
2	1	山口 花子	40	女	〃	〃	〃			- -	
3	1	山口 一郎	10	答えたくない	〃	〃	〃			- -	
4	2	防災 太郎	30	男	(不明)	山口市〇〇1-1	〇〇月〇日 21:00		山口 300 あ0123	- -	△△駐車場 糖尿病有り (インシュリン)
5	2	(同乗者)	20	女	〃	〃	〃			- -	
6	2	(同乗者)	3	男	〃	〃	〃			- -	※乳幼児
7										- -	
8										- -	
9										- -	
10										- -	

世帯数計

受付済

名簿 No・番号	B001-1
車 両 番 号	山口 500 あ 0001

受付避難所【 ○○公民館 】

避難者用受付済カード（裏面）

【重要 ※必ずお読みください】

- 表面「受付済」を、車内のダッシュボード等、外から見える位置に置いてください。
- 食事や物資の受け取りなどは、避難所のルールに従ってください。
- やむをえず車内で就寝される場合、事前に避難所受付に連絡してください（緊急時に備え、名簿で管理をしています）。また、エコノミークラス症候群予防のため、次の点に注意してください。

1. ときどき、軽い体操やストレッチを行う
2. 十分に、こまめに水分をとる
3. アルコールやタバコは控える
4. ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
5. かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする
6. 眠るときは足をあげる

○避難所からの退去時、このカードを返却してください。

○具合が悪くなったり、体に異変を感じたら、下記に連絡してください。

⇒ 緊急連絡先（避難所）：XXXX-XX-XXXX

⇒ 市（町）健康相談窓口：XXXX-XX-XXXX

参考様式 4

巡回用ヒアリングシート

名簿No・番号()

質 問	回 答
① 氏名 (代表者のみ)	(ふりがな) ぼうさい たろう 防災 太郎
② 性別・年齢	男 (30 才)
③ 住所	山口市〇〇1-1
④ 同乗者の状況	同乗者(2 人) 同一世帯 うち、要配慮者 (☒ 有 ・ 無) (状況:乳幼児)
⑤ 車中泊の有無・理由 (該当の場合のみ記入)	〇〇月 〇日から 理 由 自宅損壊 ・ 電気・水道等被害 由 <u>その他</u>)
⑥ 健康状態等 (病気・怪我・アレルギー等 あれば記入)	世帯主:糖尿病有り ※医者、保健師等の診断の要否 (必要 ・ 不要)
⑦ 特記事項 (緊急で必要な物資等)	要インシュリン <u> </u>

<目視確認内容> ※本人に確認をとること。

確認事項	確認内容
⑧ 駐車場所	△△駐車場
⑨ 車のナンバー	地名 山口 数字(2~3桁) 300 ひらがな あ ナンバー(4桁右づめ) 1 2 3
⑩ 色 (近いものに○)	白・シルバー・黒・赤・青・黄色・緑 <u>その他</u> ()
⑪ 車種 (近いものに○)	・軽自動車 ・普通車 ・コンパクトカー ・ワゴン ・ <u>ミニバン</u> ・スポーツSUV ・その他 ()

<管理欄：巡回等日時・対応者>

	1回目(初回)	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
日時	〇〇月〇〇日 21時頃	月 日 時頃	月 日 時頃	月 日 時頃	月 日 時頃	月 日 時頃	月 日 時頃
対応者	XX						

参考様式 5

避難者に関するアセスメント調査票

調査票を配布した避難所名：

被災者アセスメント調査票

この調査票は、被災状況を直ちに把握し、適切に関係機関と共有することを目的とした調査票であり、本調査票に記載いただいた情報の共有に当たっては、災害時における支援活動のために使用いたします。

記入者のお名前：	記入日時：	月	日	時	分
記入者の生年月日：	年齢：	性別：			
自宅住所：	固定電話：				
	携帯電話：				
記入者を含む被災された方の世帯人数：					

1 被災状況

被災により使用できなくなったライフライン	☐ ガス ☐ 水道 ☐ 電気 ☐ 下水道 ☐ 固定電話 ☐ 携帯電話 ☐ インターネット通信
家屋（建物）の被害の状況	☐ 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) ☐ 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった（瓦が落ちた、外壁がはがれたなど） ☐ 家屋に被害があった 被害の概況： ☐ 被害はなかった

2 現在の御自身の状況や、御自身と一緒に避難している御家族の状況

現在の宿泊場所	☐ 避難所 ☐ 自宅 ☐ 知人宅 ☐ 車中泊 ☐ その他		
避難所の利用	☐ 利用している ☐ 応急給水 ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 生活物資 ☐ 入浴 ☐ 行政やボランティア等から提供される各種の情報 } ☐ 利用していない		
医療サポートを利用されているか。	☐ 人工呼吸器 ☐ 在宅酸素 ☐ 透析 ☐ インスリン注射 ☐ 緊急性のある精神疾患 ☐ 緊急治療歯科疾患 ☐ 要緊急処置妊婦 ☐ 定期的投薬が必要（現在、中断・継続） ☐ 降圧薬 ☐ 糖尿病 ☐ 向精神薬 ☐ その他 [医薬品名： }		
かかりつけの医療機関名			
訪問看護などの医療サービスを利用されているか	☐ 有 [利用している事業所名： } ☐ 無		
妊産婦や乳幼児の方がいるか	☐ 有 ☐ 無	食物アレルギーを有しているか	☐ 有 [原因食物 } ☐ 無
要介護（支援）認定を受けているか	☐ 有（ ☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 介護区分不明） [利用している居宅介護支援事業所名： } ☐ 無		
障害等手帳をお持ちか	☐ 有 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 } [具体的な障害の種類等： ☐ 身体障害 ☐ 知的障害 ☐ 精神障害 ☐ 発達障害 } ☐ 無		
デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用されているか	☐ 有 ☐ 被災前と変わらず利用の見通しが立っている ☐ 利用の見通しが立たない ☐ わからない } [利用している事業所名： } ☐ 無		
その他			

本調査票に記載した情報を、地方自治体が設置する避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等において共有することに同意します。

年 月 日 氏 名 _____

【資料 6】

男女共同参画の視点からの避難所チェックシート

（令和 2 年 5 月内閣府男女共同参画局

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」より）

男女共同参画の視点からの避難所チェックシート

確認日： _____ 確認者： _____

① 避難所のスペース	
プライバシー	☐ 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある ☐ 男女別更衣室、男女別休養スペースがある ☐ 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある ☐ 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	☐ 適切な通路が確保され、段差が解消されている ☐ 乳幼児のいる家庭用エリアがある ☐ 介護・介助が必要な人のためのエリアがある ☐ 単身女性や女性のための世帯用エリアがある ☐ 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある ☐ キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある ☐ 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	☐ 安全で行きやすい場所に設置されている ☐ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある ☐ 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め ☐ 男性トイレ：尿取りパット等の配置 ☐ 多目的トイレが設置されている ☐ 洋式トイレが設置されている ☐ 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている ☐ トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている ☐ トイレに錠がある
入浴施設	☐ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある ☐ 男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	☐ 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている ☐ 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	☐ 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている ☐ 掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

② 避難所の運営体制・運営ルール

運営体制	☐ 管理責任者には男女両方を配置している ☐ 自治的な運営組織の役員に女性が3割以上参画している ☐ 運営組織に、多様な立場の代表が参画している ・介護・介助が必要な人 ・PTA ・障害者 ・中学生・高校生 ・乳幼児がいる家庭の人 ・外国人（居住者が多い場合）
運営ルール	☐ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない（男女を問わずできる人で分担） ☐ 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行っている
ニーズ把握	☐ 避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制がある（トイレ等への意見箱の設置） ☐ 女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映させている ☐ 避難者名簿を作成し情報管理が徹底されている （氏名、年齢、性別、健康状態、保育や介護を要する状況、避難場所、在宅・車中泊、外部からの問い合わせに対する情報の開示／非開示の可否） ☐ 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている

③ 暴力防止・安全の確保

- ☐ 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている
- ☐ 男女一緒に行う防犯体制がある
- ☐ 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている
- ☐ 避難所の校庭など、敷地内に車中泊がある場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている
- ☐ 暴力を許さない環境づくりが整備されている
（啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子供は2人以上で行動する、移動する際はまわりの人に声を掛け合う）
- ☐ 防犯ブザーやホイッスルが配布されている
- ▶ 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口、男性相談窓口が周知されている

④ 衛生環境・感染症予防

- ☐ 感染症予防（手洗い・消毒・マスク）対策がされている
- ☐ トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている
- ☐ トイレ専用の履物（スリッパ等）が使用されている
- ☐ ゴミの収集や分別が徹底されている
- ☐ 炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルギーの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている
- ▶ 育児用ミルク（粉ミルク／液体ミルク）を配布する際は、授乳アセスメントシートに基づき説明した後に配布している

⑤ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援

- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者情報も登録されている（特に要配慮者の把握のため）
- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への食料・物資配布の時間や場所がある
- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援情報等を伝達する体制が整っている
- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者のニーズを把握する体制がある